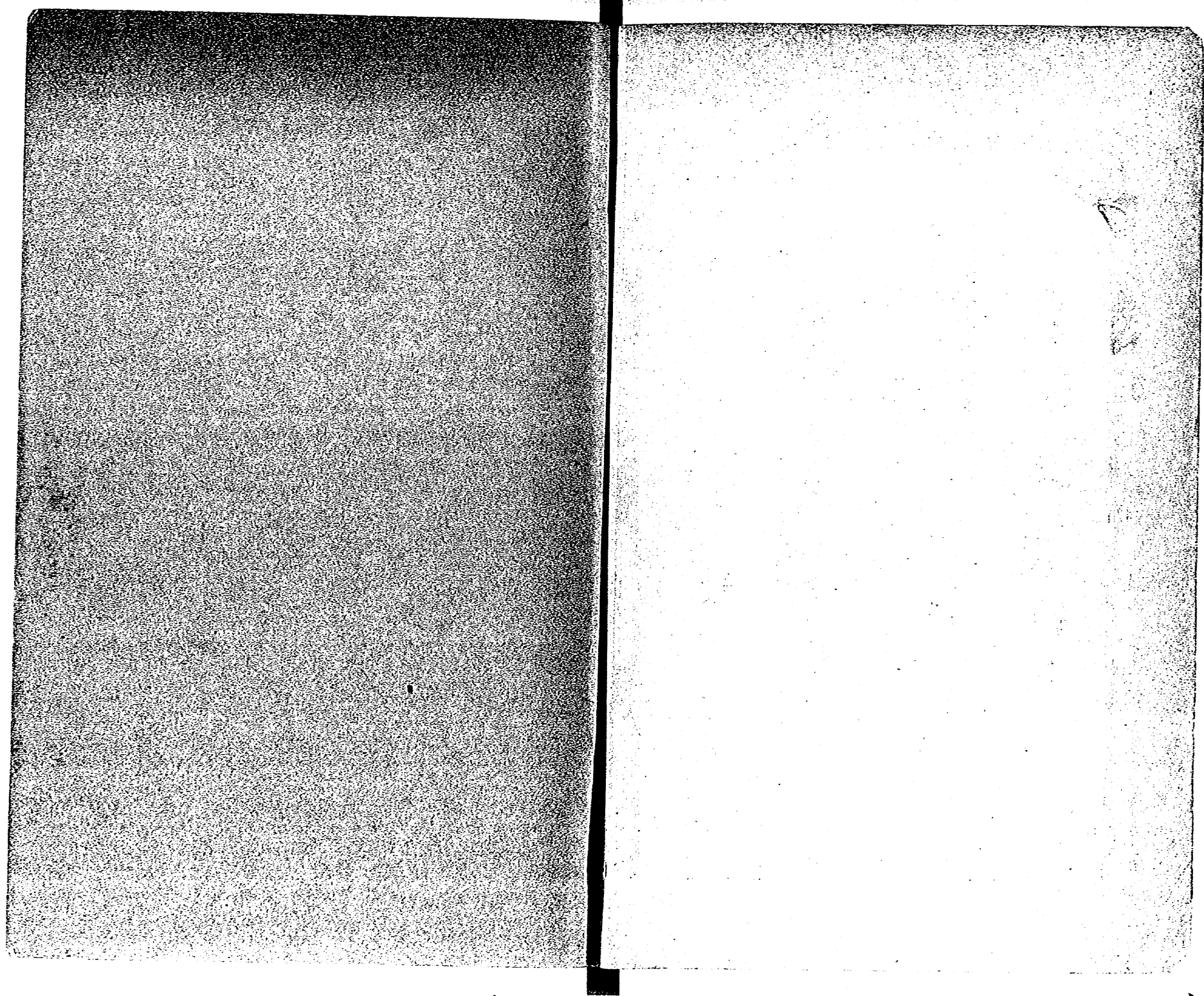




K121.1

15

4



高等小學修身教科書教師用第四卷目次

朕惟フニ我ガ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト
深厚ナリ

我ニ民タシク忠ニ克シ孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟

忠勇 一三

此ニ我ガ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス 二四

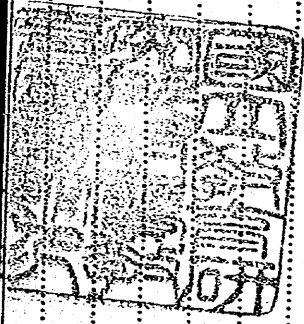
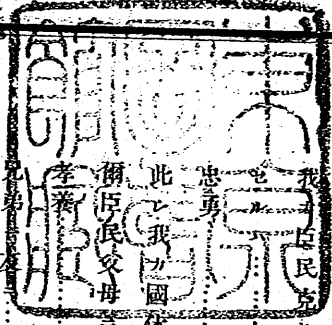
爾臣民父母ニ孝ニ 三一

孝養 三五

友愛 四二

夫婦相和シ 四四

和順 五二



朋友相信シ	五八
信義	六二
恭儉己レヲ持シ	六七
恭謹	七〇
儉素	七三
博愛衆ニ及ホシ	七七
博愛	八一
學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ	八八
勤學	九三
博識	一〇〇
厚德	一一一
進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ	一二〇
公益	一二三
開務	一三〇

常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ	一四二
參照	一四四
遵法	一六〇
一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ	一六三
義勇	一六八
以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ	一七八
勤王	一八一
是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン	一八六
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所	一九二
之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之中外ニ施シテ悖ラス	一九五
朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ナニセソコトナ庶幾フ	一九九

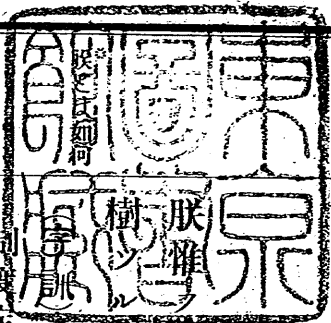
高等
小學
修身教科書教師用第四卷目次 終

高等
小學
修身教科書
高等第四年級
教師用

岡村増太郎



勅語



ニ我が皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ
コト深厚ナリ

謹みて按ずるに、朕は古上下共ニ通じて稱せしむ、
制度定りし後、天子の御自稱は限るあり、余と云ふと同
ト、惟は思念するなり、我といひ親む辞、皇の無上の尊稱、祖宗
の、祖先の宗廟を稱する名として、創業の君を祖と稱し、守
成の君を宗と稱す、即先祖と云ふと同じ、此處にては皇祖

草味の世人
民の生計の
有様如何

瓊々杵尊の
何れの地よ
天降り給ひ
しぞ

天照大神より神武天皇までを指し、皇宗の、其の以下歴世有功の天皇を指して宣ふなり、肇の始なり、宏の大なり、樹は植ゑ建つるの義なり。

(講解) 勅して諭し給ふ、此の神州瑞穂國、朕が皇祖天照大神、神武天皇、皇宗綏靖天皇以下歴世の聖皇、此の國を肇め造らせ給ふは、容易のこととあらず、其の始めは當りて、草木榛々として禽獸蟲蛇の害最甚し、人民樹に巢くひ地に窟して寒暑を凌ぎ、毛を茹ひ血を飲みて塵に生命を保持するも、強きのもの弱きのものを殺戮し、大なるもの小なるものを驅使し、弱の肉は強の食として禽獸と異なることなり、天照大神深く之を恤れませ給ひ、天孫瓊々杵尊を此の國に君臨せしめ給ひんとて、日向の高千穂の峰

長髓彦の誰
を推戴せし
や

に降し給ふ、尊此處にて德化を布き給ひしも、草味の時一朝其の績を成し給ふに由あり、御子彦火々出見尊に傳へ給ひ、彦火々出見尊は、御子鸕鷀草不合尊に傳へ給ふ、鸕鷀草不合尊の御子即神武天皇是なり、天皇深く天照大神の神慮を畏み給ひ、日向の高千穂に於きて諸の皇族を集め給ひ宣ふやう、我が此の瑞穂國、祖宗の天照大神より授かり給ひし國なれども、如何とせん、氣運猶草味に屬し、かゝる西陲の國に在して幾百年を歴たり、されば全國の民未皇化に霑ふこと能はず、村邑各君長を立て迭に相爭攘し之を統一するものなり、朕深く之を恤れむ、朕聞く此の國より東方に當りて美地あり、饒速日命と云ふものありて、朕が祖先の支屬ありと稱しむを以ちて、長髓彦と云ふ

先鋒は何命
なりや

ものに推し尊はき、其の地を據有せりと、朕先之を掃蕩し
て國土を安せんと宣ひ、王師を率ゐて終に大和國まで平
定し給ふ、長髓彦兵を出して之に抗しけるよしぞ、路を轉ト
て紀伊國より伐ち入り給ふ、高倉下武津見等のもの共歸
順せしかば、之を郷導として進み給ふ、先鋒道臣命兄猫を
誅し、八十梟帥を破り、兄磯城を誅しければ、王師進みて長
髓彦を攻め給ふにぞ、饒速日命終に長髓彦を殺して降參
を乞ひ奉りぬ、乃兵を分ちて四方の賊を蕩平し給ひ、天下
稍緒に就きしうは、大和れ畝傍山の東南に皇居を定め給
ふ、其の間の御功業焦慮苦思し給ひして、容易のこととあ
らず、是皆天照大神の神慮を畏み繼ぎ給ひ、万民を救はせ
給へんと、御威徳限りなしと云ふべし、其の後聖子紳孫

世界無比の
國體とは如何

我が國の天
皇と人民と
は其の關係
如何

之に繼ぎ、文物制度、稼穡桑麻の事、憂勤勞劬し給ひ、今日
の太平を基するに至りしは、實に宏遠にして深厚なりと
云ふべし。

(餘論) 前條に説き明したるが如く、我が國の天孫の天降
り給ひて之を開闢し給ひ、其の御血胤を以ちて世々天位
を踐ませ給へば、万世一系の君として世界無比の國體と
云ふべし、朝に君、夕に臣、夕に君主、獨裁、朝に共和
政治と變化する國にあらず、故に我が天皇は、姓氏のあ
らせ給はぬこそ、無上の尊貴と稱し奉るべけれ、されば其
の下たる人民の祖先も天孫と共に、此の國を闢きたるこ
となれば、天皇と人民とは、父子の恩ありて君臣の義あり、
彼の民の父母なりと云ひて、假り來りて教を立てた

るものとの、雲泥の別あることとなり、漢土の説は、民を貴し
とす、社稷之に次ぐ、君を輕しとすと、此は其の國には行ふ
べけれども、我が國には牴牾するなり、何となきや吾が國
は君ありて後民ありしものにて、皇室と休戚を同じくす
べき國民なれば、先祖以來の恩澤を、其の時々の天皇に報
し奉るを、日本魂とこそ云ふべき。

(教授要旨)

- (一) 我が國体の世界萬國に秀絶せること。
- (二) 我が建國の体制は、世界萬國と、大に其の趣を語にせること。
- (三) 皇統は、萬世一系にして、世界無比の國体なること。
- (四) 建國の始より、君臣の分定れること。
- (五) 歷朝の天皇は、皆我々臣民を、赤子の如く愛撫し給ひしこと。

(教授方法)

修身科教授の際、姿勢体貌を整正にし、音聲を快活穩順にするは、言を俟
たされども、本巻を教授するときは、尙一層教師生徒共に克く注意して、
謹慎又謹慎を加ふべし、又言語は、總べて敬語を用ひて、不敬のことある
べからず。

(問詞)

- (一) 太古の時の状態は、如何。
- (二) 天照大神は、何故に神慮を惱し給ひしと思へるか。
- (三) 天照大神の天孫瓊々杵尊を、天降し給ひしは、何故なりしぞ。
- (四) 神武天皇の御功業。
- (五) 炊烟の稀なるを憂ひ給ひ、御衣を脱せられて、民の飢寒を矜み給ひし
は、何天皇なりしか。
- (六) 我が國体の世界に秀絶せる所以を、述べよ。
- (七) 日本魂とは、如何。
- (八) 國ヲ肇ムルコト宏遠との義を釋し奉れ。

九 徳を樹ツルコト深厚ナリ、どの聖諭を、解し奉れ。

(應用問詞)

(一) 我が國体は、如何。

(二) 我が國体を萬世にまで保持せんには、如何して可なりや。

(書取題案)

(一) □が□□の□を□つる□の□りて□る□□りて□く□の□□も□
□めて□し

(二) 國○肇○○○○宏遠○徳○樹○○コト厚深○○

(作文題案)

(一) 日本の國体

(二) 皇室と臣民との關係

我が臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲニシテ世々
厥ノ美ヲ濟セルハ

億兆とい如
何

(字訓)

謹みて按ざるは、我といふ亦親む辞、臣民といふ、貴賤の別なく總べての人民を指す、克は能と自異り力を極めて從事する意なり、忠は心を盡して君に事ふること、孝は父母に事へて力を竭すこと、億兆は多數の人民を指す、世は父子相繼ぐを一世と云ふ、世々の代々と云ふが如し、厥は其なり、美は忠孝を指す、濟は成と同意なり。

(講解)

されば爾が祖先の我が臣民たるもの、心を盡して克く先皇は忠義を爲し、力を竭して克く父母は孝敬を爲し、億兆の黎民心を一致にして、子より孫と相繼承して、幾世も此の忠と孝との善美なる行を、成し得來きり。

(餘論)

此の勅諭に至りては、最意を注ぎて拜讀すべきこととなり、臣民と宣ひしは、内國一般の人民をさし給ふまで、

臣とい如何

元來臣と云ふは、官に在るものを曰ふのみにあらず、國に在るを市井の臣と曰ひ、野に在るを草莽の臣と曰ふと曰ひし如く、其の國民は貴となく賤となく、皆王臣なれば、往年我が國封建の時諸侯の家來と稱せしものは、主従とは云ふべけれども、君臣といふは難し、君と稱するは、天皇御一人に限るをなり、其の下たるものゝ包抱して臣たり民たり、且我が國は、開闢以來天孫の聖孫世々帝位を踐ませ給ひ、我々の祖先も同じく天孫の御末裔に列るものが、さらずとも之を助け奉りしものなるを勿論あり、之を推せば幾百世の君臣なりや計へ知るべからず、故に漢土よて市井の臣草莽の臣と曰ふが如き、理論上より推究したるものと異り、眞に貴き君位を有ち給ひて、父母の親みを

君とい如何

忠孝の道は漢土より傳りしものか

兼ねさせ給ふ御身にましますなり、此の意義を推して臣民と宣ひしあり、又忠孝は、漢土より傳りし道なりと思ひ違へたるものかと謂ふべからず、故に是亦辨せざるべからず、我が國は、固より東方秀靈純粹の氣の聚り凝りて成り立ちし土地なれば、其の人民善良にして智能あり、故に忠孝の道を爲し得るも、實行ありて名義なり、之を漢土の書に比し考ふれば、彼よてはかゝる行を忠と曰ひ、かゝる行を孝と曰ふと會得し、初めて忠と目し孝と命じたるまでにて、彼より忠孝の道を假り得來りて、漸に行ひ得たるものと誤り認むること勿き、抑も君臣、父子、夫婦、之を三綱と謂ひて、人倫の大あるものとす、綱は綱の「モトヅナ」かり、綱を持して綱を擧ぐれば衆目悉統ぶ、三綱を擧げ行へ

三綱とい如何

易經の説く
所の如何

ハ衆行悉成る、故一綱と名けらなり、此の中に就きて、夫婦を第一一重しとする説あり、その蟲魚の微物までも、男女夫婦の情を具したれども、父子の道を知らず、されば天地の物を生ずる之を初として、第一の重きものとすと、是ハ易經の中の天地ありて然る後万物あり、万物ありて然る後男女あり、男女ありて然る後夫婦あり、夫婦ありて然る後父子あり、父子ありて然る後君臣あり、と説きたるに據りしことなれども、易は別一意義ありてかくぞ順序を定めて、万物生々の本源を辨せしのみにて、其の輕重を比較したるものならず、畢竟夫婦の倫を第一一重しとするは、万物の靈なる人間を驅りて、蟲魚に従はしむるの邪説なり、又父を輕しとして母を重しとする説あり、こは養育上

三綱の中最
重すべきも
の如何

楠正成は唯
の後裔なり
や

より認定したるまで、膚淺なりと云ふべし、之を要するに三綱は人の大倫なれば、其の道を盡さざるべからず、我が國の如きは、我が祖先と雖、我が父母と雖、皆上世より皇恩にて成り立ちし國なれば、君臣三綱は最重じて美行の第一と心得べし、

忠 勇

(例話) 楠正成は左大臣橘諸兄の裔なり、元弘元年八月、後醍醐天皇難を避けて笠置に幸し給ひしに、賊焰熾にして四方勤王の兵少く、天皇深く叡慮を惱し給ふ、適御夢し、所の紫宸殿の庭前と覺えたる地に、大なる常盤樹あり、南へさしたる枝殊に榮え蔓れり、其の下に三公百官位に依り

天皇如何に
占ひ給ひし
か

て列坐す、南へ向きたる上坐に御座の疊を高く敷き、未坐
したる人みな、天皇御夢心地に誰を設けん爲の坐席や
らん、と怪しく思ひ召して立たせ給ひたる處に忽二人
れ童子あり、來りて天皇れ御前に跪き泣きて奏しけるは、
一天下の間に暫も聖體を容れまゐらす處なし、たゞあ
の樹の陰に南へ向へる坐席あり、こゑ御爲に設けたる玉
展めて候へば、暫此に御座候へと申して、童子の遙の天に
上り去らんと、御覽卜て、御夢のやがて覺めにけり、天皇之
を占ひ給ふに、木榜に南と書きたるは楠なり、楠氏といへる
ものありて、朕をして再南面に正位せしむるならんかと、
乃寺僧快元を召して、若此の邊に楠と云へる武士やある
と問ひ給ふに、河内國金剛山の西に楠正成と申すものゝ

天皇誰をし
て正成に命
しを傳へ給ひ
しや

武藏相摸の
兵は智勇何
れか勝りし
や

候ふと對へ奉りければ、天皇さていと思ひ召し給ひて、藤
原藤房を遣してこゑを召されけるに、正成即座に行在し
馳せ参りぬ、天皇藤房をして命を傳へしめ給ひて曰、卿命
に應じて即至る尤に深く嘉するに足る、逆賊征伐の事一
に以ちて卿を煩さん、卿如何なる策を以ちて賊を殲すこ
とを得るか、詳に其の所見を陳せよとありければ、正成謹
みて對へ奉るに、逆賊の暴逆なる自禍を取るのみ、天誅加
はる所勝たざるをなし、但東兵に勇ましめて謀なし、若力を
以ちて争ひなば、武藏相摸の兵は天下に敵なし、謀を以ち
て之を屈しなば與に易きのみ、然きども勝敗は兵家の常
なり、或小唄に遇ふとも、願はくは聖慮を煩し給ふを勿れ、
苟臣の存する限りは陛下賊の滅びざるを憂ひたまふべ

敵は何故に
持たぬ計を
なししぞ

からずと、辭し歸りて赤坂に城く、方三町可り、三面平地なり、兵僅に五百人民儲を取りて兵糧に充つ、行在急あれば、駕を此に迎へ奉りて、守護に參らせんとの意あり、賊將大佛貞直等攻めて笠置を陥き、勢に乗じて大に至り、兵亡慮三十萬、山に滿ち谷に彌る、賊其の城の小あるを見て、大にこきを侮りて曰、此の城我等が片手に載せて投ぐるとも、投けつべしと、これを攻むること甚急なり、正成毎戰謀を設けて皆勝つ、賊驚き沮みて退き、營柵を守り、持たぬ計をなしたりける、初正成の城を築くや、倉卒にして、儲量多からず、此に至り兵糧乏しく外に救援なし、正成衆に謀りて曰、我屢戰に打ち勝ちぬきども、賊の勢挫けず、既に兵糧盡きて助けの兵なし、天下に先ちて義を擧ぐるもの、死は固

正成の伴
死しは何
故ぞ

より顧みざる所なり、然りと雖、事に臨みて懼れ謀を好みて成さんと、勇士の本意とするなれば、俄に死すべきにあらず、我今伴に死なば、賊必喜び兵を引きて歸らん、歸りかは復衆を聚め出で、戰はん、我は逸にして彼は勞す、こそ勝を制するの道なりと、衆皆これを然りとせり、是の夜會風雨晦冥にして咫尺も辨せず、正成一大坑を爲り填むるに死屍を以ちて、薪を其の上に積み一卒を留め戒めて曰、我の行くこと遠きを候ひ、火を放ちて城を焼けど、乃三五人づゝ伴を分ちて稍逃れ出づるも、賊これを覺らざりき、火起るも及び争ひて城に入り、坑中の焚死を見て、正成眞に死すとなし、乃兵を引きて關東に旋る、正成金剛山に匿る、元弘二年三月天皇隱岐に西狩し給ひ、所在の官軍

敵は正成眞
に死しは
なししか

護良親王何
れにより給
ひしや

皆解けぬ、四月正成金剛山を出で、兵五百を以ちて赤坂城を攻め、城將湯淺定佛を降し、其の兵を合せて和泉河内を徇へ、兵勢大に振ふ、尋ぎて金剛山に還り、千劍破に城きてこれに據り、平野將監をして赤坂を守らしむ、時に護良親王は吉野の城に據り給ひき、三年二月賊軍大舉して千劍破城及び赤坂吉野を攻む、既にして赤坂吉野陥りしかば、賊軍悉く千劍破に集り、兵八十萬と號し、勢甚熾あり、正成千餘人を以ちてこれを拒ぎ、屢奇策を設けて賊を伐ち惱しければ、さしもの賊軍もこれに懼れて近かず、遠攻にこそしたりけれ、時に新田義貞鎌倉を滅し、天皇の船上山より御し、四方勤王の師大に起り、遂に京師を復し、千劍破の圍も亦解け、聖駕闕に還り給ふ、是皆正成が忠誠の致す所なり、

尊氏何れ
の兵を収め
來りしか

正成の説を
拒みし誰を

延元元年足利尊氏反して關を犯す、正成奇計を以ちて屢これを敗る、尊氏西海に走りたりしが、復大兵を引きて水陸並び至きり、正成奏して曰、賊九州の兵を収め來る勢必猖獗ならん、我瘦兵を以ちてこれに對すること恐らく、利あらざらん、願ひくは車駕蹕を山門に移し給ひ、賊を縱ちて京師に入らしめ、臣は河内に還り近畿の兵を招聚して賊の糧道を絶ち、其の疲るゝを待ちて義貞と前後齊しくこれを攻めおは、一舉して賊を斃すべきあり、夫戰ひこそを始し或負くるといへども、これを終に利あらんことをこそ要とするなれ、願ひくは朝廷こそを計り給へと諸公卿皆之を然りとせしに、獨參議藤原清忠支へて可かず、正成をして強ひて京外に決戦せしむ、天皇其の言に従ひ

正行の年は
如何

給ふ、正成退きて其の子弟に謂ひを曰、事已に此に至る復
爲すべからずと、五月十六日弟正秀子正行等と闕を辞し
て行く、攝津國櫻井の驛に至れり、正行時に年十一、正
成これを河内へ歸らしめ、誠めて曰、汝幼しと雖已に十歳
に餘りぬ、能く吾が言を記せよ、今日の役ハ天下安危の決
する所なり、意ふは今生まで復汝を見んを叶ふべからず、
吾死せば天下は必足利氏のもれとなるべし、汝慎みて禍
福を計り、利に向ひ、義を忘きて以ちて父の忠を廢するこ
と勿き、苟我が族隸として一人の存するものあらば、汝率
ゐて以ちて金剛山の舊址を守り、身を以ちて國に殉じ、死
ありて他あること勿れ、汝の我に報ゆるは此より大なる
はなしと、因りて天皇嘗賜ふ所の菊作の寶刀を取りて、こ

正成兵庫に
至り何れに
陣せしや

正成と正季
との年如何

れに授けて訣る、正行涙を揮ひて去れり、正成乃兵庫に至
り、手兵七百を率ゐて湊川の陣に、賊の大軍を引き受け、正
季と與に足利直義の陣に突入し、縱横奮戦して既に直義
をも獲んとせしが、尊氏が大軍背より來り援くるに會ひ
しかば、正成兄弟馬を回してこゑに當り、血戦十六合盡其
の騎を亡ひ、餘す所僅に七十餘騎、乃走りて湊川の民舎
に入り、坐して鎧を釋くに身は十一創を被ふれり、願み
て正季に謂ひて曰、死して何をかなすと、曰、願はくは七た
び人間に生きて國賊を滅さんと、正成欣然とて曰、これ
吾が心を獲たりと、互に刺し貫きて失せぬ、正成年四十三、
正季三十二、宗族十六人、殘兵五十餘人、皆こゑに死す、天皇
深く追悼し給ひ、正三位左近衛中將を贈り給ひ、其の後水

正一位を贈
られしハ明
治何年か

戸黃門光圀卿、碑を湊川に建て、嗚呼忠臣楠子之墓と題せられ、明治五年詔して湊川神社を建て、これを祠り、別格官幣社と列せらる。十三年正一位を贈らる。其の子正行能く父の遺訓を守り、孤軍を以ちて吉野に天子を擁護し、屢兇賊足利と戦ひ、これを撃ち、惱むけれども、恢復の功成り難きを慨き、遂に四條、畷の戦に戦歿せぬ。(正行のことハ尋常科第一卷四五丁ニ)其の弟正儀、復天子を擁護し、父子三世勤王の功、三朝五十餘年の久しきに及び、實に比類なき忠臣といふべし。

(教授要旨)

(一) 我が國は、開闢以來天孫の聖孫、世々帝位を踐ませ給ひ、我々の祖先は皆天皇に臣属して、其の御功業を助け奉りしこと。

(二) 我々が祖先父母は、皆上世より皇恩にて成り立ちしものなること。
(三) 忠孝の道は、漢土より傳はりしにあらすして、固より我が國に成り立ちしものなること。

(教授方法)

勅語の意味を、最簡明に説明し、生徒をして復講せしめ、零知了せしを見て、種々の問を設けて、其の印象を鞏固にして、而して例話の詳細を問答しつゝ、講説し、忠君愛國の志念を養成すべし。

(問詞)

(一) 我が臣民と宣ひし所以は、如何。
(二) 克ク忠ニとは。
(三) 克ク孝ニとは。
(四) 租税を納め、法律に遵ふのみにて、我々臣民の本分を、尽せりとすべきか、如何。
(五) 後醍醐天皇の笠置に幸し給ひしは、何故なりしぞ。

- (六) 後醍醐天皇の御夢を語れ。
(七) 正成卿は、行在に詣り何と奏問したりしぞ。
(八) 正成卿が赤坂に城を築きたる其の意は如何。
(九) 正成卿は、何故に赤坂城を棄て、金剛山に入りしぞ。
(十) 聖駕闕に還り給ふことを以ちて、正成卿の功とするは、何故あるか。
(十一) 尊氏兄弟、西國より入犯せるとき、正成卿の奏したる謀は如何。
(十二) 正成卿は、何故に討死と覺悟したるか、又其の子に遺し、訓誡は如何。
(十三) 正行卿は、遺訓を守りて、如何よしたりしぞ。
(十四) 世々厥ノ美ヲ濟セルハどの意は。

此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

(字訓) 謹みて按ずるに、國體といふ國の體貌にて猶人に躰貌あると同ト推して之を言へと、國本と曰ふが如し、精華

ハ精英なる光華にて、國體に由りて發する光輝を云ふ上の美行是なり、淵は水の深流、源ハ水源なり、猶本末と云ふと同じ。

(講解) 此の忠と孝との美善なる行を濟し得るこそ、此即我が神州の精美なる光耀なれ、而して人民を教育し、驅りて善良の地位に、從はしむる淵源を推究するは、實ニ此より外、他の道あるにあらざるを知き、と宣ひしなり。

我が國の地位を如何なる處に占むるか

(餘論) 諸、我が國の体良を考ふるに、溫帶中に地位を占め、四時寒暑の宜しさを得、風雨順し、或南風よて晴を爲す國あり、又雨を爲す國あり、其の異なる所以は、其の國々の山海の姿に就きて、風雨の植物を養成する爲なり、已に年毎に出水する爲し、其の田畝に糞するの勞なくして、大に收穫

紅毛人に年
々銅を賣り
渡せし何
万斤か

教育の淵源
何れにあ
りや

の利を得る國あり、此等にて其の一端を窺ふべし、海を環すが爲に、魚鹽の利に富み、鑛山の多きが爲に、金銀銅鐵は饒なり、往時徳川家の時、紅毛人に十萬斤の銅を年々貿易したるまでも知るべし、其の餘絲綿に至るまで、他國の輸入を待つものなく、皆國內に完備せり、是を天府の國とこそ云ふべけれ、かく國の富みたるより、人民に善良のもの多く、知らず識らず君に忠に、親に孝に、能く彝倫を成し得るに、國体秀靈の氣の發越して、精英ある光華と爲りたるものなれば、其の光華に本きて、忠孝の二道を以ちて、國民を教育して、愈忠孝の美行を遂げしめ、皇國をして他より玷辱せしめざるは、此の國体と此の人民との性質に就きて、其の功を成就するにあり、乃教育の淵源此に存すと

五倫とい
何れに如

宣ひし所以なり、さきとも其の忠孝の道を人々能く辨明せざる時は、忠なりと思ふも忠ならず、孝なりと期せしも孝ならず、區々たる下民には、解し難きことあるより、應神天皇の時、韓人の貢せる儒書を採用し給ひ、父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信ありの五倫を立て、仁義禮智の、人性の固有なりと説きたるが如き、能く我が國の民心に適し、政事の助けと爲るべきものと認め給ひ、是より儒學盛に行れ、後々の御代には遣唐使を立て隋唐の制度を採用し給ふに至りぬ、諸其の忠孝を辨別し難きと言へば、人々我もそは心得て居れり、我も辨知したりと言はんか、中々容易に誤りなきの位置に至ること能はず、昔者楚國に大臣に鬻拳と云ふものあり、其の君を諫

匡章のこと
を語れ

孔子の語は
如何

むるに兵刃を以ちてせしかば、楚王悞れて其の諫に従ひけるが、鬻拳は兵刃を以ちて君を却しは無禮ありと、自咎め、自刎刑を施して、之を謝しけども、時の君子之を評して鬻拳君を愛すと謂ふべしとて忠を許さず、其の兵刃を以ちて却すまでに至りしは、心を盡すことの足らざるに由りて、君臣の禮を乱すに至りし故なり、又齊の國に匡章と云ふ人あり、父子の間迭々善を責めしより、國內に不孝もの、名を得たり、善を責むるの、惡しきことにはあらざれども、父子の間、恩愛を主とせざるもの故、善を責むれば、自然恩愛を賊ふものなれば、匡章終に不孝の名を得たるなり、さりとて父の大なる過あるとき、諫めざるべからず、故に孔子も父過あれば、子争ひざるべからず、又父母

に事ふるは幾諫すと言へり、其の分別を辨知するの、學問の功あり、勤めて我が國の精華を發揮すべし。

(授教要旨)

- (一)我が國民は、世々忠孝の美行を濟し、以ちて皇室を推戴し、國家を保持せしものなれば、忠孝の美行は、實に我が國体の精華たること。
- (二)我が光輝ある國体は、忠と孝とに依りて成り立ちしものにして、忠孝の道は、實に我が國民教育の本源たること。

(教授方法)

先生徒をして讀み且講話せしめ、而して後教師、生徒用の文面に就き、簡短に説明し、復教師用の字訓、講解、餘論により、極めて平易なる言葉と敬語とを以ちて、二通り講明說話をせし。

(問詞)

- (一)我々國体の精華と宣ひしは、如何なる故あるか。

(二)我が國俗の純美なることゝは、何を指していひしか。

(書取題案)

(一)□□□□の皇統○戴○以ちて□□たる□□の□□を保○○○是な

(二) ————— 是忠孝の名あり

て其の

(三)此○○○國體○○□□○○○○□□ノ淵源亦實○此○○○

(作文題案)

(一)國体の精華

(二)教育の淵源

(三)孝

(四)忠

(五)楠正成の事蹟を記せ

爾臣民父母ニ孝ニ

爾とは如何

(字訓) 謹みて按ずるに、爾とは臣民を一統召び出し給ふ御辞あり。

(講解) 論し給ふは、前節の如く精華ある國体にして、爾等の祖先以來、克く忠、克く孝を成し得たれば、其の子孫たる、爾臣民に於きても、能く其の志を継ぎ、同じく其の父母に、孝養を盡せと宣ひしなり。

(餘論) 父母は、我が形体を成し、夫より摩頭膝下の恩を受け、較長するに至れば、何の玩弄物彼の衣裳と、錢財を惜まず之を購ひ與へ、七八歳の頃より、學校に入れ、其の科目を學ばしめ、成長の後、糊人の中にて、譏り笑はれざるやうに養育すること、容易の丹精にあらず、其の恩を回顧すれば、

父母の恩は
譬ふるに物
ありや

敬とい如何

富山も尙卑く東海も反りて淺し、されば孝を以ちて事へ
ざるべからず、其の孝の道は、至大至廣にして、朝益暮習の
功にあらされば、講究し得るを能はず、先第一とする所、
愛と敬との二つにて、此の二つの中一つを缺く時は、孝に
あらず、愛とい如何にすべきと言へば、愛は父母に情愛の
深厚なるを言ふあり、敬とい父母を尊び奉りて疎略にせ
ざるを言ふ、縦令愚昧の人なりとも、愛の心は自然とある
ものなれども、敬の心は學者と雖怠り易きものにて、愛心
のみにて、敬心なければ、犬馬の其の主の親み馴るゝと同
じことにて、馬は人を乗せて之を奉養し、犬は門を守りて
闔家を奉養す、さきとも共に主を敬することを知らず、若
人の子たるもの敬の心なくば、さして犬馬の主を奉養す

孔子の子游
に答へし言
如何

中庸の語
如何

ると易ることなり、故に孔子も門人子游の問に答へて、今
の孝は是能く養ふを謂ふ、犬馬に至るまで皆能く養ふこ
とあり、敬せざれば何を以ちて別たんやと言へり、故に敬
の心は常に怠慢なく存じ置くべし、固より膝下摩頭の愛
あきば、愛心多くして敬心少きに至るは、自然の理なり、さ
きはとて恭敬なること、主君に事ふるが如くすべしと言
ふは、あらむ、主君に事ふるが如くすれば、徒に父母を窮屈
ならしむるものにて、是又父母の恩愛に悖る故に、古書に
も嚴威嚴格は親に事ふる所以にあらずと説けり、此の間
の措置を得るを極めて難し、又己能く其の親に事へたり
ども、妻子兄弟和合せざることあきば、父母の心痛如何計
ぞや、中庸に、詩を引きて妻子好合す、瑟琴を鼓するが如し、

親在せし
叱の聲大馬
に及ばずと
如何

兄弟既も翁へり、和樂して且また湛しむとあるを孔子之を釋して、父母の其順するかと稱せり、是妻子好合と兄弟既翁して後にこそ、父母は順するよ至るべきと、の意よて順の安樂するの意なり、故に百事其の程々の道理に従ふを孝と云ふ、さきば古人も官に莅みて敬せざるは孝にあらす、戰陣勇なきは孝にあらす、と説きたり、又曾子の親在せば叱叱の聲大馬に及ばずとあり、是は親の在す處にて、大馬までも大聲にて叱せざることにて、愛敬の至りと云ふべし、さきば之を小にすれば、些の品物を暴殄するも理に違ふ所の不孝なり、故に孝敬忠順を吉徳とし、之を大にすれば、昔者明王孝を以ちて天下を治む、孝の百行の本なり、あと、説けり、又詩經にも餅の馨るは此の馨の耻、鮮民の

王褒の如何
なる詩を聴
きて涙を流
しぞ

死に如かざること之久し、父なくんば何をか怙たまん、母まくんは何をり怙たまん、又父や、我を生み、母や、我を鞠こふ、我を拊たで、我を畜そふ、我を長じ、我を育ひ、我を顧み、我を復かへふし、出入我を腹く、之に徳を報いんと欲すきとも、昊天極り罔なし、と歌へり、晋の代に王褒と云ふ人あり、此の詩を讀むを聴くおとよ涙を流しけむ、門人は先生に聞ゆる所にて、此の詩を誦することを廢やたりと、至孝と云ふべし、父母のことを怙恃と稱するも、此の詩に原せり、又我を復かへふすと説きしの妙味あり、幾回か反復して忘はざる意なり。

孝 養

(例話)

寛永の頃、出雲國松江の城主堀尾家の士に、伊達治

治左衛門の
天資如何

父母我が室
へ來らんと
云ふとき
如何せしぞ

左衛門といふ人あり、天性至孝にして俸祿薄き士なきとも父母に事へて孝心深かりき、父母美味を嗜みけき、常に鮮しき魚旨き酒を脩めて、其の心を慰め、其の烹焼する折は、必父母に向ひて恭しく問ひけるは、今日幸に何處より何の魚を得て候へば、如何に料理仕るべきや、お好みのまゝに計らひ候はんといふに、父は鱠を作れといひ、母は羹物にせよといふことなどありて、其の命する所殊なりけれども、治左衛門は、皆其の命の如くして、一つの魚を鱠に作り、又焼物となして各處を進め、其の意はかなふやうに務めける、又我が室へ父母の來らんといふ時、必席をきよめ褥を設けて、然る後に父母の室へゆき、よろこばしき顔にてこれを請ひ、或父と母とをかはる

羽鳥福太郎
の何地に
何商を營
み居りしぞ

〱 背負ひて、庭中を散歩し、又所用ありて他出する時、必先父母に見えて其の由を告げ、又歸りたる時、ありし事ともうち譚ひて、父母の心を慰むるなど、注意の届かざることおかりき、藩主堀尾家具に其の孝行を聞きて、深くこれを感賞せられ、時々珍餌を賜ひて、其の兩親を進めしめられしとぞ。

(參 稟 例 話) 東京赤坂新町に羽鳥福太郎といへるものあり、曩に駒込淺香町に水油商を營みて、相應に暮し居たりけるが、明治十五年頃より病に罹り、五年餘の歳月を経て漸全快せしも、長病の爲家産を傾け、零落して終に人力車夫とあり、然るに間もなく病痼再發して、身体追々衰弱し、勞働に耐へざりしかば、蜷蛤などの行商に轉じ、妻さん

榮太郎の
小遣錢を如何
せしむ

慈善者の金
品等を恵み
しは何によ
るぞ

の賃仕事をあして、家計を立てはやと心を苦しめけるが、長男榮太郎を始め三人の子ありて、一家五人の糊口覺束なきに、夫婦の日夜心を苦しめけり、榮太郎は此の時十二歳なりしが、母の命を守りて日々行商に出で、僅なる利益を得て家計を助け、又父母より與へられし五厘一錢の小遣錢さへ、浪に使用することなく、其の錢を以ちて鶏の骨を購ひ、スープを作りてこれを父に進め、又毎曉水を浴びて父の全癒を祈り、正午頃商より歸り、父の病苦を慰め、再商業に出で夜に入りて歸宅し、父の看護に怠らず、又父の病少しく快き時は、傍に在りて讀書の教授を受け、寸時も怠りなく孝養を盡し、かば、此の事自然近隣に聞え、慈善者より金品等を恵れ、區役所までも、榮太郎が孝養の厚きを認め、醫藥の施療券を附與したる由なり、斯くて此の事

を認め、醫藥の施療券を附與したる由なり、斯くて此の事山田赤坂警察署長より警視總監へ上申し、近藤赤坂區長より府知事へ上申したるより、事實取調の上左の賞狀を賜りけり。

羽鳥榮太郎

平生父母に事へて至孝父の病に臥すや幼年の身を以ちて行商藥餌の資を辨じ日夜看護に志を盡し歳餘一日も倦怠せざる段奇特に付爲其賞金五圓下賜候事

明治廿五年四月五日

東京府知事從四位富田鏡之助

(教授要旨)

(一) 父母の我が身の出で來し本にして、我の今日あるは、父母の賜あり、其の恩の鴻大あること比すべき物あり、常に之を思ひ之に報ゆるよし

此の如き孝
子に賞金五
圓は少なき
が如し如何

を忘るべからざることを。

(二) 孝の道は至大至廣にして其の條目數多ありと雖畢竟愛と敬との二つを以ちて本となし孝養を竭すべきこと。

(三) 孝は百行の本にして人生萬般の事皆孝より出づるものなれば親に孝あらざる人の縦令他に善行ありとも稱するに足らざることを。

(教授方法)

本學年を経過し無事に試験を終へる小學校を退き或商業を營むものあり或工業に従事するものあり或高等の教育を受けるものあり故に最緊要の學年あれば教師は二層其の心して教授すべし。

(問詞)

(一) 父母の恩の鴻大なることを述べよ。

(二) 如何にして父母の恩に報ゆべきか。

(三) 父母に事ふるに愛と敬との二つを以ちて本とすと詳に其の意義を述べよ。

(四) 忠臣を孝子の門に求めよとい如何なる故ぞ。

(五) 不孝なるものゝ他人に對しても必不親切なりとい何故なりや。

(六) 治左衛門が孝行のことを語れ。

(七) 治左衛門の父母に進むる飲食を自身調理したるゝ何故なりと思ふか。

(八) 治左衛門が孝行に就きて愛敬の道に合へりと思ふ點を挙げよ。

(九) 榮太郎が孝行の大略を話せ。

(書取題案)

(一) □□□□□□□□□□

(二) □□□□□□□□□□

(作文題案)

(一) 鳥よ反哺の孝あり

(二) 羽島榮太郎の善行を賞する書牘

(三) 矢澤角太郎の孝行

友字の意義
を問ふ

兄弟ニ友ニ

(字訓) 謹みて按ずるに、友といふ兄弟相愛し、兄の弟を恤み、弟は兄を敬することなり、兄弟と宣へば、姉妹は、其の中にありと知るべし。

(講解) 爾臣民能く心を留めよ、父母に孝なりとも、兄弟に友愛ならざまば孝と謂ふべからず、故に兄の弟を哀み、弟の又兄を敬ひ、相親み相愛して、乖戾のことあるべからず、本是同根より生ぜし、父母の遺体なればなり。

(餘論) 兄弟姉妹は、本是同根より生ぜし連枝なれば、幼き時は、父母の前襟より仍り、後裾に縋り、食する時、案を同じくし、衣類は傳へ服し、相共に遊戲し、相共に習學す、故に父母存在の中、相伴ひて之より事へ、父母死没の後、相依り

詩經の語を
問ふ

蘇瓊が兄弟
の訴訟を聞
きしことを
語れ

て助を爲すべし、而るに成長して各、其の妻子を偏愛するより、同根天倫の恩愛を滅却し、胥父母の寵を貽し、他人の嘲を招くに至るは、悲むべきことならずや、詩經に兄弟牆に鬩ぐも、外其の侮を禦ぐ、と歌へり、今夫我より兄弟ありて、他人と喧嘩口論することあらんに、理の是非を問はず、事の曲直を論せず、兒童と雖、相助けて他人を排撃するなり、此の心を推して常に存する時は、兄弟の情を全くすることを得べし、唐の代、南清河の太守に蘇瓊と云ふ人あり、配下の百姓、兄弟にて田地を争ふ訟を聽きて、天下得がたきもの、兄弟にて、求め易きもの、田地なり、縦田地を得たりとも、兄弟を失ひなば、其の心如何計か悲しからんとて、我ららず涙を流しければ、兄弟の訴訟人、其の言に感

從兄弟とは
如何

じ訟を止め、今まで兄弟別居してありしに、前々の如く同居して睦しく暮したりと、是天倫の情、蘇瓊が至誠の一言に感發せしも、其の骨肉の恩愛自然と中々存すべきはなり、又兄弟ハ、三從兄弟と稱して、我が父の兄に子女あきば、我ハは從兄從姉なり、又我が父の弟ハ子女あれば、我ハは從弟從妹なり、其の子も亦再從兄弟の次序を爲す、此等ハも友愛の心なりるべからず。

友愛

嘉七の父は
如何

(例話) 嘉七は、河内國交野郡打上村の農夫平三郎が弟なり、父は盲目となり、兄も物狂はれ、病あきば、家計立ちがたくて村内のものハ雇はけるが、奉公の暇ハ親の機嫌を

嘉七の父は
如何

訪ひ、雨風烈しく雷鳴るときハ、深夜といへども走り歸りて存問せざることなし、又休日には必家に歸り、父を背負ひて寺に詣で、おとしして、父の鬱を慰めけり、寶曆十一年八月ハ父ハうせけきとも、兄の病は愈えしかば、母嘉七に向ひいへるは、父ハ没し給ひ、兄の病も愈えたきは、別家に住める伯母の許にゆきて養子となり候へ、さあらば心も安らんといふに、嘉七答へて仰せは、さることながら、兄ハ子も數多ありて生計意の如くならず、若病再發することもあり、如何ハせん、母上の在さんほと、たゞ此の儘にてありたきことハ候ふとて、辭して往かざりけり、案ハ違はず、兄の病再起り、世渡りもはかどしからねば、嘉七ハ人に雇はきながら夜も寝ねず、草履草鞋などつくりて、て

嘉七の母に
何と答へしぞ

領主より賞
せられし
何年何月か

れを賣り、朝にとく起きて、山に入り薪を樵りて兄の許に贈り、月夜に、兄の田畑を見廻りなど、力を添へければ、明和七年三月に、領主大久保侯より錢若干を與へ、なほ年々米を賜りて、其の善行を賞せられしとぞ。

〔教授要旨〕

- (一) 兄弟姉妹は、本同根連枝にして、其の交最久しきものなれば、互に相資益して、友愛の道を全くすべきこと。
- (二) 兄弟姉妹の不和あるは、天倫に乖き實に不幸の甚しきものにて、且父母の恩愛に戻り不孝の所行たること。
- (三) 兄弟は富貴よりも貴きこと。
- (四) 人の單獨の生活を爲さんよりも兄弟あるは、幸福の最甚しきこと。
- (五) 古も、たゞひもあらじ、わがやどに、
枝をつらぬる、かしんぎのかげ。

〔問詞〕

- (一) 如何なることを以ちて、兄弟の本分とするか
- (二) 兄弟友愛ならざるは、不幸の甚しきものとあす所以は、如何
- (三) 兄弟友愛ならざるは、孝と謂ふべからずとは、如何ある故ぞ
- (四) 嘉七は、何故に村内の雇人となりしぞ
- (五) 嘉七は、雇人となりて後暇あるときは、如何なる事をあしゝぞ
- (六) 母は、嘉七に如何なる事を勤めしぞ
- (七) 嘉七は、何故にこれを辞したりや
- (八) 兄の病再發の後、嘉七は、如何にしたるぞ

〔書取題案〕

(一)

父母の骨肉を

一幹より出でたる

其の親しきことは

(作文題案)

- (一) 他に嫁したる姉の許に遣る書牘
- (二) 兄に新版の書籍を贈る書牘

夫婦相和し

和字の義理如何

(字訓) 謹みて按ずるに、和は和樂親愛の意、迭に敬愛して、乖隔反目することなきを云ふなり。

(講解) 前にも説きたる如く、縦父母に孝順あらんと欲するも、夫婦の間和合せされば、空しく父母の心を痛ましめ、不孝の地位に陷るものなきは、夫に妻を憫み、妻に夫を敬ひ、夫に唱へ婦は隨ふの道を、失はざるを要するなり。

(餘論) 易經に夫婦の道以ちて久しからざるべからず、と

伯鸞の妻のことと咄せ

貧賤なれば
愛敬を行ふ
能はざるか

と説き、禮記に、夫婦和するは、家の肥えたるなり、と説き、大學に、家齊ひて國治る、と説けり、さきは國天下を治むる大業も、夫婦の和合に兆す、故に夫婦の道に、敬を以ちて別を立て、愛を以ちて親むを主とす、伯鸞と云ふ人の妻に、夫に食を進むるに、案を舉げて眉と等しくす、卻缺と云ふ人、田を耨りてありし處へ、其の妻、餉を持ち來りしに、迭に相敬すること、賓客の如くなりしと、是敬なり、樂羊子の妻、夫の游學の舍へ常に饋をを贈りしに、是愛なり、敬を以ちて別を立て、愛を以ちて親めば、口角の爭端起るに由なし、然か云ふ時、富貴なれば敬も愛も立つべきとも、貧賤のものにては、中々間尺に合はぬと言ふものあらんや、そは強辨淫辭にて、伯鸞は上林苑の中にて豕を牧ひ居り、卻缺は、

詩經の語の
如何

自身に縛り、妻が辨當を持ち來りし程なれば、共に貧窮な
ること疑なし、又、樂羊子れ母の隣家の鶏を攘みて之を調
理し、婦にも與へけり、婦は雞肉一對して泣きて餐み、
して曰、家貧しき故に、食に他肉を奉るゝ能はずと、深く悲
みしかば、姑も感悟し盗みし雞肉を擧げて捨てたりとあ
れば、貧窮なるを論を待たず、されば貧賤なりとて敬愛の
ならざることを決してあかるべし、近日民俗男女共に唯
智育に力を盡して、德育に心を用ふるもの甚鮮し、知行の
二つの共は忽ちすべからざるも、女子は專德育に力を盡
さしむべし、婦徳は尊ぶべけれども、婦才婦智は餘り感心
せぬものなり、婦の智あるは秀吉公の淀君の如く、多くの
家國を敗るものなり、詩經にも、婦は長舌あるはこれ亂の

鄙語を問ふ

階なり、亂天より降るゝあらず、婦人より生ず、と歌へり、慎
ますんばあるべからず、諸夫婦互に相敬愛する始を追論
すれば、婚姻の禮を重するにあり、近年風俗稍敗れ、婦徳を
檢せずして、美醜と貧富とを之察す、尙是可なり、摺紳或賤
妾を以ちて妻とするものあり、其の敬愛を欲する豈得べ
けんや、鄙語にも、女房の惡しきは六十年の饑饉なり、と言
ひ、又持ぎ男に繰廻し女と言ふならずや、故に婦を娶るは、
能く其の婦徳を檢すべし、貧賤のものと雖、檢し難きにあ
らず、貧賤のものと雖、豈婦徳ありと謂ふことを得んや、或
る人疑ふ、向きに父母に孝にとある一節に、父母は敬愛
を第一とすることを説き、亦此の節にも、夫婦の間に敬愛
を説き出せしは、父母に事ふるゝも、妻子を待するゝも同

愛敬に差等ありや否や

左傳に如何に説きしや

小出大助の人となりは如何

トきが如しと、余曰、然らず、敬愛の道何れの所か不可ならん、敬は禮なり、愛ハ仁あり、仁と禮とハ、夷狄に之くとも棄つべからず、唯父母ハ事ふる愛敬と、夫婦相待する愛敬とは、愛敬の中ハ就きて自差等あり、作用あり、推して之を言へバ、君臣にも、兄弟にも、朋友にも、道路の人にも、用ふべきは敬愛の道あり、忠孝の定位ある如き名にあらず、父母ハ事ふる敬愛と、妻子を待する敬愛と、豈日を同じくして語るべけんや、況や定位ありと説ける忠すら、左傳ハ、民ハ忠に、と説きたることあるをや。

和順

(例話) 小出大助ハ徳川幕府の世臣なり、名ハ照方、人ト爲り慷慨にして經世の志あり、司計吏に擢んでらき、寛政の

武藏、下總、下野、租入何万石ありしや

初年に幕府新政を布く、時に凶荒の後を承け、積弊未革らず、都下の姦商説を以ちて利を射る、大助乃官命を受けて、市制を更張し、物價を平準す、姦商是に由りて屏息す、大助又建言して市井の冗費を減省し、其の三分の二を以ちて粟を糴し、新に倉廩を各處ハ置きて凶荒に備ふ、大助數便宜の事を言ふ、官こきを嘉納す、乃命じて武藏、下總、下野の内、租入五萬石の地に宰たらしむ、大助命を承けて往き、親部内を巡視し、深く利病を察し、勵精撫慈、戸口漸繁し、部民感悦、部内治を稱す、其の功を以ちて班布衣に進み、飛驒の郡令に拜せらる、其の舊部を去るハ當りて民德惠を慕ひて已まず、遂に相議して生祠を新田、榆木の兩驛に立て、歲時こきを祀るといふ、已よして江戸二丸留守居となる、大

大助は何歳
に於て死去
せしか

助仕途に在る凡五十七年、其の間劇職に居る十餘年、而して未嘗疲頓の色を見ず、文政二年病みて死す、時に年七十七なりき、大助の妻惠知子は、同じき幕府の臣淺羽共常が女にて廿一歳の時大助に嫁せり、品行端靖にして、常に戯謔を好まず、善く禮節を重じ、儉素を守り、家を治むるに其の宜しきを失はず、よく夫に事へ舅姑を大切にし、殊に其の子を教育するに甚嚴にして、文武の道いづきも良師をえらびて學ばしめぬ、夫をして常に内に顧るの累なく、よく、其の劇職に耐へ、顯榮の地位を占むるの機會を得しめたり、大助が微賤より起りて代官郡代等の職を歴、遂に二丸留守居とまで昇進したるは、大助の材幹に由るべしといへども、亦ち子がよく内を治め、夫をして累すところな

諸子の中教
誡を用ひさ
るものはあ
るときはあ
しや

毎朝諸子の
稽古事に
出づるとき
は、惠知子
の如く

あらしめ、其の全力を盡すことを得しめたるは、實に亦ち子が内助の功多きに居るとなん、惠知子其の子を教ふること尤嚴にして、若諸子の中に文武の課業を怠ることあきば、懇切に教誡し、なほ或用ひざるときは、自其の身を責めていへらく、妾愚にてかゝる游惰の兒をうめりと泣きさけひければ、兒等これに感悟して其の行を改め、復懈ることなかりき、又嚴冬のころ、諸子毎朝はやくより射騎槍劍などの演場に蒞むとき、惠知子必起ちて自湯をわかじ、粥などとしのへてこれに食せしめ、かりにも婢僕などよゝ委ねざりき、其の勤勉懇切あること此の如くなりしにより、諸子皆世に用ひられて良士となりしとぞ。

(教授要旨)

- (一) 夫婦の道は、敬を以ちて別を立て、愛を以ちて親しむを主とすべきこと。
- (二) 夫婦は、家の本にして、一家の繁榮は夫婦の和合にあること。
- (三) 夫は外を治め、婦は内を治め、相待ちて以ちて、一家の繁榮期すべきこと。
- (四) 夫婦の間和合せされば、父母の心を痛ましめ、不孝の地位に陥るべきこと。

(教授方法)

夫婦の關係、其の義務等、生徒の想像し得べからざることなれば、極めて簡明に和樂恭敬以ちて婦は内を治め、夫は外ありて事を處理することより、一家の盛衰は夫婦の和と不和にあることを銘肝せしむべし。

(問詞)

- (一) 夫の妻に對する道は、如何。
- (二) 婦の夫に對する道は、如何。

- (三) 夫婦の大道とは、如何。
- (四) 如何にして一家の繁榮を期すべきか。
- (五) 夫婦の務は、如何。
- (六) 夫婦和するは、家の肥えたるなりと、如何なる意義なりや。
- (七) 大助は、勘定役となりて、如何なる功を立てしか。
- (八) 大助代官となりての功績は、如何なりしか。
- (九) ちる子が、其の父と爲り、及家事の治め方は、如何。
- (十) ちる子が、其の子を教育したる法は、如何。
- (十一) 大助が、微賤より起りて、顯榮の地位を占めたることを以ちて、ちる子が内助の功とする所以は、如何。

(書取題案)

- (一) □は□に對○○□□の道を守○○□□心○厚く○○○
- (二) 貞順○○○能く□に□へ□□に孝□なり

(作文題案)

(一) 夫婦の大道

朋友相信_シ

信の字訓は如何

切磋琢磨の功に多く何物にあるか

(字訓) 謹みて按ずるは、朋の門を同じくするもの、友は志を同じくするものなりと、是古訓と雖、此處にては一括に友人と曰ふと同じ、信は信實にして譌りなきことなり。
(講解) 實を以ちてするを信と曰ふと、古人も解したきは唯語言の譌りなきのみを、信と謂ふべからず、人に對するに念々誠實を懷ひて、苟することなきを曰ふなり、何人に向ひても、信の一字の缺き難きものなるに、況して朋友の間をや、本朋友の志を同じくし、徳を助くる爲のものかれは、切磋琢磨の功、師より多きに居るものなり、因りて相互に信實を以ちて、接するを緊要とす、故に斯く論じ給ひ

しなり。

(餘論)

信は疑ひざるなり、差異せざるなり、など、解きて易經にも、天の助くる所のもの、順なり、人の助くる所のものは信なり、信を履み順を思ひ、又以ちて賢を尙ふ、是を以ちて、天よりこれを祐く、吉にして利しからざるは無しと、論語に、民信なければ立たず、信以ちて之を成す、又左傳に、命を守り時に共するを、信と曰ふ、とも見えたり、さきは吉凶禍福に、信と不信とに因り、事の成否も亦此に由りて生じ、君親に忠厚なるも、亦此に由りて成る、故に仁義禮智の五常を、四時に配當する時、春は仁、夏は禮、秋は義、冬は智となりて、信は土用に配す、土用は、四季共に必なきこと能はず、信を以ちて仁義禮智の四道を、運轉して使用する

仁義禮智を四時に配當せば如何

宿諾とは如何

是はこそ、並び行ひて、失ふことなきに至るなき、故に孔子も、人として信あければ、其の可なることを知らず、又弟子入りては則孝、出でしは則弟、謹みて信と言へり、又論語に子路宿諾なり、と記して子路の美行とせり、宿諾といふ人と前々より約束して、謾に承諾することにて、約束を堅くするも其の時に履み行ふこと能はざることあらば、謾りとなるなり、故に子路は、之を悞れて、前々より妄り、約束せぬなり、斯く言ひんには、我の今日まで朋友に對して、信を缺きたることなし、と言ふものもあらん、試みし思へ今一友人あり、我に向ひて明春花時に、必芳嶺の花を觀んと欲す、足下同行せずや如何にと言はば、そは同意あり必行かんと約し、其の時に若障りあれば、是非なく前約

子路の美行とは何ぞ

張耳陳餘の
ことを語れ

を謝するに至るべし、さき初めの必同行せんと約したるに、實心上より出でたるは非ずして即譌りなり、若己言を履み行ひて、譌りなからんことを欲せば、同行の眞に好ましけきとも、其の時日に至らざれば必し難し、閑を得は同行せんと答ふることをよけれ、是宿諾なきにて、子路の美行として、論語の編者が記入したる所以なり、又漢土秦の代の末に、張耳陳餘と云ふ二人のもの、朋友にて刎頸の交をなしたるに、刎頸の交など、云ふは、畢竟戰國の間の惡風俗にて、朋友と死生を共にするとは、游俠者の所業にて、君子の謾に爲すべきことにあらずるを、二人は迭に助け合ひ、貧困の中、父子の如く、兄弟の如く、信義を盡しけるが、富貴を得るに至り、二人共相背き舊好を棄て、合戦するま

古語を問ふ

そに至り、遂に陳餘を殺しぬ、故に有子の言も信義に近づけ、言履むべしとあり、信を盡すは、其の初にあるものなり、人々我が父母兄弟を顧みて、厚薄を誤ることなれば、古語にも、父母在せば友は許すに死を以ちてせむ、と言へり、又人の信實なきは、百事疎略に至り、俗に「ヤリバナシ」と言ふ悪習を成し、學業も行事も一として就り難きものなり、俗諺も「ウソハ盗人ノ始ナリ」とい妙味ある言なり。

信義

(例話)

羽柴秀吉、荒木村重と交情密なり、明智光秀、村重の新參にして其の名己の上に出づることを嫉み、これを信長に讒しければ、村重怖れて遂に謀叛したり、秀吉其の異心なきを知り、信長に請ひて、村重の籠れる有岡城(舞津に

荒木村重は
何故に謀反
せしや

河原林は何
が爲に秀吉
を殺さんて
かどを勧めし

至り、村重に遇ひ詞を盡して諫めける、村重は秀吉の情誼の厚さを感じ、泣きてこれを謝しけむ、終に聽かず、村重の臣に河原林越後といへるものあり、村重に勧め、秀吉を殺して信長の力を殺がしめんとせしに、村重聞きて汝の言ふ所實に理あり、然きとも予と秀吉とは多年親しき朋友あり、さればこそ我が家の斷えんを悲み來りて諫むるなき、秀吉は予が心を知り、予が義を守り卑劣なるを、なきもの、深く已を信ずきはこそ、我が城中へも入り來りしなき、窮鳥の懷に入りたるすら殺さざる、人の情なり、況や秀吉朋友の信ありて、我に諫を加ふるものを撃たんには、誠に禽獸にも劣りたる振舞ならずや、秀吉を殺せばとて、負くべき軍の勝ちぬべきにもあら

村重敗軍の
後如何せし
や

す、生かして歸したまはばとて、勝つべき軍ならば負くることなかるべし、その武運よこそよるべきなれといひて、其の言に従はず、厚く秀吉を饗應し、秀吉の歸るとき手を携へて玄關まで送り出で、涙を揮ひて別れけり、村重軍敗れて安藝に奔り髪を剃りて道糞と號し、茶事を以ちて日を送りけるが、後秀吉これを界浦に置きて善くこゑを遇しけりといふ。

(教授要旨)

- (一) 朋友は骨肉の親なしと雖情交の密あること、兄弟に亞ぐものあれば良友を求めて交るべきこと。
- (二) 朋友は我と相資益し以ちて善に進むものなれば、互に信義を主として交り、苟相欺く等のことあるべからざること。
- (三) 互に相愛するの價值あることを知り、合ひ、互に相信するの確く且厚

きに至らざれば、眞の朋友たることを得ざること。

- (四) 利益の目的相互の利用より相結ぶ所の朋友あり、又唯彼の快樂を得んが爲相愛する所の朋友あり、此の如き朋友は、一時の僞友として、永久の信友にはあらざること。
- (五) 行主惠信勿友不如已者とのこと。

(問詞)

- (一) 朋友に交るの道は何如。
- (二) 朋友は兄弟より次ぐ親ありとする所以は如何。
- (三) 朋友より得べき益は如何。
- (四) 眞の朋友とは如何。
- (五) 眞友を求むるは如何。
- (六) 村重の謀反したる所以は如何。
- (七) 秀吉は村重に何を勧めたりしぞ。
- (八) 村重の家來河原林は村重に如何なることを勧めしぞ。

(九) 其の時村重は何と答へたりしぞ。

(十) 村重は敗軍の後如何にしたりぞ。

(十一) 秀吉の村重を諫めしこと、村重が河原林の言を用ひざりしとよ就きて思ふ所を述べよ。

(應用問題)

(一) 朋友の中父兄の病氣の爲學校にも來る能はず、非常の困苦を極むるものありとせば、汝等之を如何するぞ。

(二) 朋友より、理科筆記帳の貸與を請ひれあば、汝等其の請を容れずして拒むか、又い快く之を貸與するか。

(三) 孟子の善を責むるの朋友の道なり、といへり、如何なる意味か。

(書取題案)

(一) 若□□なくバ□□も□□く□□に無聊○○○○

(二) 朋友○交○互○信○守○心○實○○言○詐○○○心○得○○○
○○○○○人○○○○○須臾○缺○○○○○必要○道○○

(作文題案)

(一) 朋友の交

恭儉已レヲ持シ

恭字の意義を問ふ

(字訓) 謹みて按ずるゝ恭は莊敬の義にて、恭しく身を持

し嚴にして、百事に丁寧なることを云ふ、儉は節制の意、身

を檢束して、放肆ならざることを云ふ、儉約の意味も包括

して宣ひしこと、知るべし、恭の敬心の發にして專貌に

属し、儉は事の上に就きて專心に属す。

(講解) 恭と儉といふ、一身を保持する重大の徳なれば、貌は

常に懶惰ならず、心に常に放縱ならざることを注意し、頃

刻の間も放過して、君子の譏りを得ざるやう、心懸けよ、と

の聖諭と知るべし。

俗諺の如何

俗諺をいへ

(餘論) 孟子に恭者人人を侮らず、儉者人人を奪はず、と説けり、人を侮らざれば、人も亦己を侮らず、人を奪はざれば、人も亦己を奪ふことなし、夫人を侮るは驕慢の心に生ず、此の心一たび生ずる時、士の學問の進むことなく、農工賈の其の職業の衰敗するに至る、然る所以、俗諺に「上見ぬ驚の心」鳥なき郷の蝙蝠」と曰ふが如く、我面白と云ふ人とかれはなり、世に素封の人に儘あるものなり、自是として己を見ること太高く人を侮る故に、人を奪ふの終に己が己を奪ふに至ることを知らず、俗諺に「人取る龜の人に取らる」と言へるが如し、書經にも、滿の損を招き謙は益を受く是乃天道なり、と説けり、滿は即驕逸なり、謙は即儉なり、豊國公の英略あるも、驕侈の餘殃子孫をして長

儉と吝とは如何

久ならむること能はず、總見公の豪邁なるも、傲慢終に終りを全くすること能はず、獨東照公の恭儉なる三百年昇平の基を開けり、漢の文帝嘗露臺を造らんと欲し、其の費用を問はれしに百金と申しければ、中人十家の世産に當るなりとて止めよき、古人も、儉は徳の共あり、とも言へり、恭儉の徳大ありと云ふべし、偕儉の儉約たる輒すれば吝と錯ること多し、儉は人の美德にして、吝は人の大惡徳なり、儉の意は己に説明したきは、吝の害を説かんに、孔子も、如周公の才の美ありとも驕且吝ならしめば、其餘の觀るに足らざるのみ、又猶じく是人に與ふる、出納の吝なる、之を有司と謂ふ、と小官吏の錢財に區々として、人心を失ふが如く、大臣たるもの、吝嗇にては政事ならぬも

王戎のこと
を語れ

のなりと、四惡の一は數へ入れたり、楚の項羽と云ふ人の功ある人、賞を與ふるは、其の印を鑄さしめて、之を玩弄し、印面の字の刻るゝまでも與ふること能はざりしと、終は天下を失ふに至りたり、又晋の王戎と云ふ人の、我が家は好き李ありて年々其の實を賣りければ、人の其の種を得んことを恐れ、恒に其の核を鑽りたり、是人の其の種を獲て利を分たんことを憂ひとなり、儉と吝との別分明ならざるべからず。

恭謹

(例話) 徳川二代將軍秀忠公の人と爲り恭儉にして驕り高ぶることなく、天性至孝にして一事の微といへども必

秀忠公の病
牀にありし
ときは如何

駿府(家康公)に咨稟して後に行ひけり、尤政治に心を用ひ、徳を貴ひ、節儉をつとめ、請謁を塞ぎ、平素學を好み、儒學を尊崇し、旁和歌連歌を喜び、又書法を善くし、劍槍弓馬等の諸技に至るまで通せざるはなかりき、然れども謙退にして伐らず、己を虚くして物を待つ、下を御するに恩あり、公の後水尾天皇の中宮東福門院の御父なるを以ちて、朝廷にても特に優渥なる御待遇あらせられしに、公は少しも寵を恃むの色なく、参内して便室は休息する折も、絶えて隋容あることなかりき、又病みて病牀にありても、一朝も頭髮を梳らざることなく、たとひ病ありとも天下の政は敬みて聽かざるべからず、といひしとぞ、嘗て出で獵せんとし、晨饌を嘗むるに時既し迫りければ、食せむとて出で

浮生云々の
語を述べよ

其の期を過ぐさざらんことを務めけり、予口腹を以ちて
徒御に負かず、と公目に恭謹、知命に至る頃、藤堂高虎申し
ける、公の齢五十に至る、盡く敬を舒べ逸豫を以
ちて事となさざると、公曰、卿等老いて逸遊を求むるも亦
害なからん、予苟軍職を帶ぶ何ぞ逸遊をべけん、語に曰、民
具爾膽と、身を終るまで違はざらんと欲するのみと、嘗曰、
人多く云ふ浮生夢の如し、寸前瞑夜と、宜しく眼前に逸豫
すべしと、こゝ甚僻事なり、これ生涯定めなく來日恃むべ
からざるをいふ、既に來日恃むべからずといへども、豈今
日善をなさずして怠惰すべけんやと、聞くもの嘆服し世
は守成の良主と稱す。

儉素

(例話)

大婆の如何
なることを
娛樂せし
や

正信の大婆
に何と云ひ
しぞ

徳川二代將軍秀忠公の乳母を、大婆殿と稱せり、天
性聰明にして儉素を守りて吝ならず、其の善行世に傳ふ
るもの尠からず、秀忠公乳育の恩あるを以ちてこれを待
つこと極めて厚く、資用豊裕に侍婢十數人あり、以ちて其
の老を娛まじめける、大婆他の嗜好なし、たゞ毎月一二回、
召使の奴婢より輿丁にいたるまで、あまた呼び集め手づ
から飯を盛りて饗應するをうへなき娛樂となんじける、
一日例の如く召使のものどもを饗する時、老中本多正信
來り候ひて、此の体を見て大に愕き、こはいかあればか、
る賤しき事をも親はし給ふぞ、君ハ大君の爲めに愛重せ
らば、夥多の侍女も侍ることなれば、それをして匙を執

大婆は如何
に答へしか

らしめ給ふべきに、さりといふあまり輕々しき振舞ひこそ、侍るなりといひけるは、大婆もちたる飯匙を闇きてこきに應へけるは、頃日人の噂に本多殿を驕奢にはこるといへり、老婆敢て信ぜざりしに今始めて其の言の虚ならざるを知きり、老婆のいと參河に生れて、貧窶の人となりしに、圖らず將軍の乳母に召さきて後、幸にして今日の榮華をうれども、其の舊を思へば、僅に五六人の客すら、心のまゝに饗することあたはざりしを、今しかく數多の人を集めて饗することを得きば、せめて其の舊を忘るゝ爲に、親數人の飯を盛りてうへなき樂とするなり、さるを其方の富貴にはこり、驕奢を繼にして其の本を忘れ、今の言葉の何事ぞや、さても其方の彌八郎といひ、鷹を調せし昔をば

忘れつるか、さる心にて大切の御政道に與るは、いとも危ふきかぎりなりと、いたく窘めしかば、正信大に慙ぢて返す辞もなくして立ちけるとぞ。

(教授要旨)

- (一) 恭と儉とは、身を守り家を保つての道たること。
- (二) 恭謙なるものは人より重せられ、驕慢なるものは人に侮らるべきこと。
- (三) 儉素なれば、身を守り家を興すべく、奢侈なれば、身を亡し家を倒すべきこと。
- (四) 驕慢の心は、甚生じ易きものなれば、常は痛くこれを檢束して、苟放肆ならざる様、注意すべきこと。
- (五) 奢侈と吝嗇とを療治するものは、節儉の徳あり、節儉は、奢侈と吝嗇との中間にあり、(アリスト)のこと。
- (六) 恭は行儀丁寧として放恣ならず、辭色禮節に協ひて檢束あり、且外形

に顯るゝのみならず、心中より恭ならざるべからざること。

(問詞)

- (一) 恭儉は、一身を保持する重大の徳なりとは、何故ありや。
- (二) 驕慢の害を述べよ。
- (三) 儉素ならざるべからざる所以は、如何。
- (四) 儉約と吝嗇との別は、如何。
- (五) 秀忠公の人と爲りは、如何。
- (六) 秀忠公、参内の時は、如何。
- (七) 秀忠公、病氣の時に、何とせられしぞ。
- (八) 秀忠公、他行せんとする時は、如何。
- (九) 高虎は、秀忠公に何事を勧めしぞ、又秀忠公の答は、如何。
- (十) 秀忠公の恭謹なりしことは、何に由りて知り得るか。
- (十一) 大婆は、如何なる事に、由りて、優待せられしぞ、又其の人と爲りは、如何。
- (十二) 大婆は、何を以ちて、樂しむとしたるぞ。

(三) 正信は、大婆に何と言ひたりや。

(四) 大婆は、これゝ何と答へたりや。

(五) 正信は、何故に赤面したるぞ。

(書取題案)

(一) 人に接するに

鄭重ならざるなし

人また我を貴び

(二) □は□は節制○○○○心○○□□あれは□□□□なるものなり

(作文題案)

(一) 恭儉の徳

(二) 驕慢の害

(三) 驕慢なる友人を諫むる書牘

博愛衆ニ及ホシ

博愛の字義
如何

(字訓) 謹みて按ずる、博愛は仁なり、仁の文字扁に人に從ひ、旁は二に從ふ、二は天地に象る、人たるもの天地の間に立ちては、仁心を主とするの義、一依りて造りし文なり、衆は衆人、及は施し及ぶの義なり。

(講解) 人心は、固より愛を主とするものにして、孩提の童も、其の親を愛することを知らざるは、かく、其の長ずるに及びては、其の兄を敬することを知らざるは、なれ、是愛を心の至親に發するものにて、孝と名け、弟と名くるに過ぎず、其の愛心を擴充して廣大に至る時、之を仁と謂ふ、依りて孝弟より推し及ぼして、夫婦の和に及び、朋友の信に及び、延きて衆人に其の愛を施し及ぼすべし、との勅意なり。

論語の言葉
は如何

(餘論) 論語有若の言に、孝弟、其仁を爲すの本か、とあり、

博愛の基礎
は如何

仁の恩愛の衆人に及び、名にして、博く愛するを之仁と曰ふ、と説けり、されば人の初行、孝弟より興りて衆人に及ぶものなれば、孟軻も堯舜の道、孝弟のみ、と言へり、乃博愛は仁にて、其の基礎は、孝弟の二つに外ならず、故に其の天然の愛心を推し及ぼして、博く衆に被らむるより、自然の順序差等あるを以て、己が父母兄弟を愛敬せしめて、他人を愛敬すれば、悖德悖禮にて、愛其の愛にあらず、敬其の敬にあらず、又饒使其の父母を愛せるとも、他人も亦其の如くせんとせば、愛亦其の理を失ふ故に、其の父母より兄弟親戚と順序して遂に他人に及び、其の大なるに及びて、博く衆人、及ぼすに至りて、初めて仁の名義を爲

如何すれば
自然に仁の
地位に達し
得べきか

オモヒヤリ
どの如何

すなり、情博愛衆に及ぼすは、天子か宰相ならでん爲し難
きかと思ひるれども、決して然るにあらず、惻恒の心哀痛
の念を毎に心は養ひ、物に接するに之を以ちてすきは、仁
の地位は自然に至るものなりとす、故に孔子の語にも、造
次にも必是に於きては、顛沛も必是に於きては、是と仁
を指して謂ふなり、造次の急遽の間、顛沛は顛覆の間にて、
或道路にて過ちて倒るゝことあるも、衣服の汚穢するを
憂へずして、父母の遺体を傷けぬを喜ぶべし、仁の初めの
忠恕よりするものにて、恕は俗に云ふ「オモヒヤリ」なり、中
庸に、忠恕道を達すること遠からず、と道は即仁を指して言
ふなり、さきは人の顛沛の時も、我が身の顛沛と固より同
じことなむ、已が顛沛の時を想ひて、人の顛沛を拯ふべ
し此の心を推して衆人に及ぶ時、仁の地位に至ること
必せり、さらばとて己が分を捨て、唯人のみ救ふの謂ひ
にあらず、助け長するの行爲を以ちて、不孝の子と爲るこ
と勿き。

博愛

青木昆陽は
何地の人な
りや

(例話) 青木昆陽は、徳川幕府の儒者なり、名は敦書、字は原
甫、通稱を文藏といひ、昆陽は其の號なり、武藏の人なり、京
都に至りて伊藤東涯に學び、一は實學を貴び、經義詩文の
如きは必しも究思せず、故に堀川の徒に類せざるもの、
如く然きとも始より他師あるにあらずき、元文四年幕
府の命を拜して、典籍の事を管理したり、是より先昆陽
大岡忠相の紹介にて、官庫の書を觀ることを許さき、遂に

青木昆陽が
書物奉行に
至るまで
如何なる役
を勤めし
か

幕府の命を受くるにいたりしなりとぞ後屢旨を奉じて
諸國を巡り、有名の社寺舊家に投じ、其の舊記中、國家の事
を徴證するに足るべきものを索めて、これを幕府に上り、
其の著述する所も亦上進せざるにかりき、延享年中紅
葉山の火番に擧けられ、尋ぎて評定所の儒者に轉じ、終
遷りて書物奉行となきり、昆陽、實、流罪に處せられて、遠島
にあるもの、往々餓死するを聞き、嘆じていへく、凡、罪あ
りて死刑に至らざるものを、遠島に處せらるゝ、其の要
罪人をして天年を終へしむるはあり、然るに諸島五穀少
く、常に海產木實をもて、其の食は充つるが故に、遂に餓
死を免さざるにいたる、誠、痛ましき限なり、又内地とい
へども一旦凶年、遇はば人民の困難一方ならず、意ふに

蕃薯を藥苑
中に試植せ
しときの様
如何

凶年饑饉に
も人民の餓
死を免れし
何故ぞ

穀物の外にて食料に充つべきもの、蕃薯に如くのもの
なかるべしと、此の事を官に奏して種子を薩摩に求め、試
みにこれを官の藥苑中に植うるに、蕃殖甚速なりしかば、
假名文にて甘藷の培養法を親切に書き陳ね、これを幕府
に上きり、幕府直にこれを版に彫り、これを種子を併せて
諸國諸嶋に配附したりしかば、未數年に出でざるに、諸國
に推し廣りて、甘藷を種えざるところなきにいたり、人々
大にこれを便とせり、其の後饑饉凶作ありても、人民の過
に饑ゑずして、甘藷に賴りて生命を繋ぐことを得るに、實
に昆陽の恩惠なり、其の墓に題して、甘藷先生之墓、といふ
も此の故を以ちてなり、當時泰西の學いまた開けず、これ
を學ぶもの極めて稀なりしかば、昆陽の其の學の必要を

泰西の學の淵源は如何

覺り、或長崎に行きて譯者に質し、或博く其の書に考へてやうやく了會することを得たりといふ、方今泰西の學術の隆盛なるは、時勢の然らしむるところといへども、亦一昆陽に本かざるを得ず、大槻玄澤の六物新志にいはいはく、和蘭學之一塗、草創於白石新井先生、中興於昆陽青木先生、休明於蘭化前野先生、隆盛於同齋杉田先生、故近時從事於斯者、皆莫不淵源四先生、と昆陽博學にして多聞著書甚多し、皆實學の書あり。

(教授要旨)

- (一) 世に、測らざるの災禍に罹り、或不幸打續き、ために家産を失ひて道路よさまよふもの少からざれば、これ等のものを見たるときは、身の分限に應じて救恤するは、人世の義務なりとのこと。
- (二) 天道還すを好むこと。

(三) 因果應報のこと。

(四) 積善の家には餘慶あり、積不善の家には餘殃あり、とのこと。

(五) 惻隱の心は、仁の端なること。

(六) 仁者は、其の愛する所を以ちて、其の愛せざる所に及ぼす、不仁者は其の愛せざる所を以ちて、其の愛する所に及ぼす、とのこと。

(七) 用を節して、人を愛すべきこと。

(八) 愛は、人心固有のものなれば、これを擴充して、其の徳を大にすべきこと。

(九) 人の患難を救ひ、人の利益となるべきことを興す等は、仁愛の最大なるものたること。

(十) 愛を施すに順序厚薄の別あることを知るべきこと。

(十一) 愛を施すの道を知らざるときは、其の理にあたらずして、悖禮悖徳となるの恐あること。

(問詞)

- (一) 愛を施その順序を述べよ。
- (二) 親を愛すると、隣人を愛すると、同一にして可なりや。
- (三) 博愛衆ニ及ホシ、との勸意を述べよ。
- (四) 悖徳悖禮とい、如何。
- (五) 仁の地位に至るの道い、如何。
- (六) 人の利益となるべきことを興すべしとい、如何なる事を指すか、例を挙げよ。
- (七) 貨財を費さずして、仁恵を施し得ると思ふか、如何。
- (八) 昆陽い、如何なることを歎息し、如何なることを建議したりしぞ。
- (九) 昆陽が建議行なれて後、世人の受くる所の益い、如何。

(應用問詞)

- (一) 仁恵い、與ふる物品よりも、心中の感情を、主とすべしとい、如何。
- (二) 己の欲せざる所い、人に施すこと、勿れ、とい、如何。
- (三) 己の欲することい、人に施せ、とい、如何。

(四) 我が身を捨てて人の痛さをしれ、どの諺の意解をあせ。

(五) なさけい人の爲ならま、とい、如何。

(六) 落ちふれて、袖に涙の、かゝるとき、

人の心の奥ぞ知らるゝ。

どの歌意を問ふ

(七) 世の中に、命のあがく、ありたくば、

生きとしいける、ものを殺すな。

この歌意如何

(八) 思ひやれ、つかふも人の、思ひ子を、

わが思ひ子に、思ひくらべて。

この歌は、如何あることを、詠せしものぞ。

(書取題案)

- (一) □□の□に□□となるべきことは身○勞○心○碎○○これを□すべし

(二) 凡罪人を□□□□さるるはこれをして□□を□へしめんとのことありけれども□□何□□□少く常に□□□□を以ちて食○充○是を□□□□□□を免○□□に□むべき限○

(作文題案)

- (一) 我が子なら供にはつれど夜の雪
- (二) 震災地義捐金の募集に應ずる書牘

學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ
 (字訓) 謹みて按ずるふ學ハ學術、修ハ修め爲して其の理を知ることを、業ハ師より受くる所の藝術科業なり、習ハ鳥の數飛ぶことにて雛の初めて飛ぶことを學びて後、羽翮全く成りて雲外に飛揚するの意なり、智ハ是非を辨別すること、能ハ才能なり、啓ハ開導すること俗に手引すると云ふが如し、發ハ發動して其の事を達せしむる意、德ハ善

智慧才能を開發するに如何なるべきか

徳性と器識を如何に養成し得べきか

行の總稱、器は才略度量を云ふ、就も亦成あり。

(講解) 爾臣民等、幼より學校に入りて、學術を修め爲して能く其の其の理を講究し、從ひて其の科業藝術を温習、反復し、其の力より、人々其の性の近き所の智慧才能を開導し、開發し、由りて以ちて其の徳性を成し、其の器略を就む得べし。

(餘論) 學を修め業を習ふとあれば、兩項の如く見ゆれども、元是一意にて共に學術技藝に従事することとなり、業を習ふも其の學びたる業を温習熟練すること、學を修むるの後、業を習ふハ勿論なれども、業を習ふの後にも學を修むるなり、互文として見れば、學業を修習するの意なり、此の修習の力に由りて、夫々の徳性と器識とを發達成就

九〇
するなり、學業は温習を第一とすることゝて、縦、何學校にて何の科業を卒業したりとも、その卒業のみにて習練の功を経されば、何の學たりとも、決して世用は供し難し、又練磨の功を積む時、何學の別なく能く其の術を運轉して、世を利し、民を濟ふの功を成し得るなり、由りて夫々の徳性に就きて、其の智能と徳器とを啓發し成就するものにて、一に習練を事とするにあり、徳は人々性の近き所より成るものゝて、或仁は近きものあり、義は近きものあり、五常の道は固有の物をきども、各厚薄の別なきこと能はず、之を完全具足するもの、聖徳の人に限る、乃仁徳を成就するものあり、智徳を成就するものあり、從ひて皆其の智能徳器を陶冶し世の器用に充つるなり、故に徳器は

啓發の功は如何

司馬光の言葉は如何

孔子の語を問ふ

學問は依りて智能を啓發して、啓發の功は又徳器を成就するものと知るべし、故に性理上より説き來れば、徳器は智能を出す本源にて、工夫上より説き來れば、智能は徳器を造る器械なり、是人々に才と徳とを成就して、兼ねて飲くべからずと宣ふこと、知るべし、司馬光が曰、徳ありて才なき之を愚人と曰ふ、才ありて徳なき之を小人と曰ふ、才徳兼全する之を君子と謂ふ、と愚人は即山村僻郷の人に多し、信實正直なれども世情は達せず、器用に適し難き人を云ふ、小人は都會の商人に多し、才幹能辨なるも信實心少く、唯利を之視ると云ふ人なり、才徳備りて始めて君子人の名あり、學はずんば此の地位に至り難し、孔子も文質彬彬として然る後君子と云へり、文は即市人の才幹能

皇后宮の御歌を唱道せ

辨質は即鄙人の信實正直之を合せて之を大に、學問の功衆物を利するを君子とこそ云ふべけれ、樂記に玉琢かされば器を成さず、人學はされば道を知らず、と善きかな言や。

皇后宮の御歌

○

金剛石もみがかずば

珠の光はそはざらん

人も學びて後よこそ

まことの徳はあらはるれ

○

時計の針のたえまなく

めぐるが如く時の間の

日影をしみてはげみなば
いかなるわざかならざらん

勤學

(例話)

塙保己一は、武藏國、兒玉郡、保木野村の人なり、七歳の時病みて明を失ひ、十歳の時母を失ひ、其の家貧なりしかば、十五歳の時江戸より出で、雨富檢校菅一の家へ寄寓して、絃歌を學ぶこと四年にして一節たも成らず、然れども歌唱の字句は、一聽して記せざるはなく、其の話其の義は、精詳にして倦まず、試みに保己一をして學士太夫の家に就きて、其の誦讀を聽かしむるに、一も失ふところなかりき、師問ひて曰、何の業を修めんと欲する乎、何の神か最尊きかと、保己一曰、讀書の業に若くものなり、而して瞽

保己一の答
辭は如何

絃歌絃治を
學びて成ら
ず果して愚
人なりと思
ふか

或る人保己
一に如何な
めることを
めしや

人自見ること能はず、人の誦讀を聞かんと欲すきども、憾
むらく、其の人を得ず、菅天神の博學の宗、豊臣神は遂志
の首、心の嚮ふ所なりと、師乃、保己一をして廣く其の友を
求め、菅天神を祀らしめ、絃歌鉞炙のまた強ひてかきしめ
ざりき、法兄豊一貸貫して財を生じ、師を辭じて一家を成
し數年よして死す、圖金五百片を遺し、且家什は富めり、保
己一法弟を以ちて其の後を受け、其の資を有つべきに、保
己一顧るところなかりき、或る人保己一を勸めけるに、此
の金を以ちて賁貸せば、大率年息三百金を得ん、且利は
利を生ずきは、絃歌鉞炙、逢迎教授を假らずして、坐ながら
王侯士大夫の富を致すべし、時失ふべからずと、保己一日、
古諺にいふ、渴しても盜泉の水を飲まずと、貧困すといへ

保己一が師
の家を去り
し何故なり
しぞ

ども豈貪暴の貨を望まんや、豈人の貨を奪ひて其の妻子
を餓えしめんや、若己む能はざるは竈を滅して更之を
燃さんのもと、衆瞽これを聞き諂ひて曰、保己一はを何
爲る者ぞと、保己一衆瞽の喧譁に堪へず、且師に功なくし
て食するを耻ぢ、卒に去りて、他に之く食を得る所なく、城
中麴坊に菅神の廟あり、保己一食せずして味爽に累趨す
ると千日、趨毎に百回、廟廷に還拜す、家居も亦神を拜し、毎
旦般若心經を誦すること百遍、世人其の精誠にして誦讀
説釋を樂むを感じ、其の業を佐くるもの日々に多し、林、高
井、松平氏最其の精誠を嘉し、これを養ひこれを佐けたり、
保己一遂に文字を覚え、萩原、川嶋等の諸士の門に入り、漢
學、和學を學び、後加茂眞淵の門弟となり、律令、和學を學び

友人の勸め
に従ひたる
に何故なり
と思ふぞ

家を新築
せし何地
なりや

益蘊奥を究め、凡我が國の書ハ、歴史、神典、律令、格式を始め
歌書、物語、雜書ハ至るまで涉獵せざるハなく、殊ハ中世の
事實に通曉せり、又和歌を善くして、吟詠を嗜めり、友人官
を買ひ自榮えんことを勸めしも保己一更に聽かず、師こ
れを聞き、保己一に其の言に従はんことを勸めしかば、保
己一始めてこきを許す、友人相喜びて三百金を鳩め、乃買
ひて、勾當に任せられ、號して塙勾當と云ふ、是より其の名
日に興り、從遊するもの月に繁く、隙陋ハ寓居して衆を容
るハこと能はず、友人また議して財を集め、同郷蝦原ハ家
を新築して、こきに住居せしむ、保己一諄々として人を教
へて一も秘する所なく、溫顔人ハ接して貧福を擇はず、叱
咤の聲未犬馬に及ばず、專稽古折義に力を竭じ、こきを思

餘財を以ち
て書物を購
ふの意ハ如
何

ひて又思ひ、衣食起居ハ一に皂隸ハ比じ、餘財あまは一に
これを藏書の資に委じ、未嘗歎娛に供せず、能く質素儉約
を守り晏如として樂む所あり、保己一繁華を避け、榮盛を
厭ふと雖、從遊するもの日ハ盛に聲名日に興り、和學講習
所ハ用ひられ惣檢校に任せられけり、保己一保元以降諸
家の記録の永く湮没して世に顯れざるを嘆じ、海内を搜
索してこきを校訂し、以ち梓ハ上せり、總べて一千二百
七十三種六百三十五卷なり、各書皆類を以ちて彙編せし
ハ由り、これを群書類從と名く、數百年來先修の著書概廢
棄して後世知るものなかりしも、これよりて不朽に傳
へることを得たるハ、實ハ保己一の功と謂ふべし、又續編
二千八百部も將ハ刻せんとせしに、偶文政四年九十二

保己一の何
歳にして歿
したるぞ

保己一の答
辞如何

日病みて歿せり、年七十六なり、保己一初江戸に至るや年
尙少く、一日某商に詣る、會衆蒼頭舗頭に立ち、一片紙を傳
觀し其の記する所の巷名を按ず、保己一側に在りこれに
叩きて曰、其の字水扁は義の旁知らず何音なるやと、保己
一即應へて曰、これ必油町ならんと、こゝに於きて人を其
の地に遣して、これを問ふに事果して辨するを得たり、衆
驚きて曰、何を以ちてこれを知る、保己一曰、蓋當初書を作
るもの油の字を知らず、傍人これに教へて曰、水を扁とな
し由を旁となせと、由義邦音相通ず故にこれを誤るのみ
と、既にしてこれを問ふ果して然り、保己一嘗某氏の家
に至り、源氏物語を講せしに日暮れて、風燈を滅す座人暫
講を輟めんことを請ふ、保己一曰、何の故ぞ、曰、風燈を滅す

當にこきを點すべし、保己一笑ひて曰、目あるの人誠し事
に不便なりと。

勤學

早坂勝治の
何地の人な
りや

(參照例話) 宮城縣志田郡三本木村は早坂勝治と云ふ人
あり、些細の商業を營み、漸それ日くの烟を揚げ居るも
のなきは、固より子供を教育すべき餘資なき、長男泉藏は
近隣の子弟の毎日學校に通學するを見て、子供心にも欽
羨の情は堪へず、何とかして學資を得て就學せんものと
思ひ詰め、毎朝未明に起き、夏の氷を賣り、冬の辻占など賣
り歩き、僅の錢を得、以ちて同村の小學校に通學せり、斯
くすること數年一日の如く、行商の餘暇を以ちて勉勵せ

勝治卒業せし後如何せしや

新井白石の通稱は如何

しが、去ぬる二十三年春季學期試験に於きて、首尾よく科程を卒へたり、そきよりの老父の肩を休めんと、營業上の手傳をなせ、一日も怠らず、近隣の人何れも泉藏が殊勝ある行に感じ、後來望みある少年と稱し、愛敬せけるとなん。

博識

(例話) 新井白石は徳川時代の碩學なり、名は君美、通稱は勘解由、白石は其の號なり、木下順庵の門に入り、學を修め行を勵まし、其の才經濟に長じ、洽聞博識にして、和漢古今の典故に通達し、世に木門の五先生と稱する隨一なり、(新井白石室師禮雨森伯陽、砥岡伯玉、柳原希明、これ木門の五先生と稱す)著す所は經濟の書にして、最世に有用なり、父は與次右衛門正濟といふ、土屋侯の足輕小

土屋侯は南部侯の需よか應せられし

頭より進みて大目付となれり、白石生れて岐嶺穎敏、三歳の時能く大字を書す、侯其の幼慧を愛し召して膝下に置きける、一日南部侯來りてきを異として曰、吾嗣子なし、請ふ養ひて子とせん、侯曰、これ侍臣の子吾が兒にあらず、南部侯曰、必吾に賜へ、吾其の長するを待ちて當に祿千石を與ふべしと、侯固くこれを辭せり、七歳の時父母に従ひて演劇を観る、白石一々記憶し歸りてこれを語るに、其の次序一も違ふ所なかりき、父これを異として曰、此の兒常にあらず、他日才當に文章に於きて發すべし、新井氏をき興らんかと、十歳に及びて常に侯側に給事し、侯の文翰を書するに殆老成の如しといふ、白石は九歳の時より已の學習すべき課業の定度を定め、日中より行艸兩体三千字

直^ひに寝^ねに就^しくべきか如^{ごと}く

白石^{はくし}歎^{なげ}じて何^{なん}と云^いひしか

を習ひ、夜^よに入りて後同じく一千字併せて四千字の文字を讀み且習ふこと以ちて勉とせり、若冬の夜などに睡氣催し來り、學習は堪へ難き事ありて、定規の課業を全く果そこと能はざるときは、衣を脱ぎて裸体となり、戸外に出で、桶にて冷水を浴び、再衣を被て初の如く机に向ひて習ふ、斯くて身体自然と溫り從ひて、いつと、いなしに又睡氣の生じ來る時、亦前の如くせり、一夜の中に兩三度も冷水に浴する間には、全く定め^{さだめ}の課業を終り快く寢に就けりと、又時としては讀書、習字の爲は徹夜すること、連夜に及ぶことありといふ、稍長じて倜儻不羈、自膽氣を貢ひ、嘗慨然として歎じて曰、大丈夫生きて封侯たることを得ずんば、死して當は閻羅王たるべしと、既にして節を折り

これ^{これ}を辭^{こと}したるい何^{なん}故^ゆぞなりと思ふ

て書を讀む、江戸の富人河村瑞軒といふものあり、家富み且多く書を藏せり、白石乃就きて借閱す、瑞軒其の神姿を愛重し其の女を納れて婦となし、且三千金の地を以ちて勤學の資と爲さんことを請ふ、白石皆こきを謝し從はず、家益貧しくして苦學益懈らず、能く經史百家の書は通せり、天和二年二月古河侯堀田正俊に仕ふ、後木下順庵の門に遊び該博を以ちて稱せらる、故ありて堀田侯を辭す、去るの日唯青錢三百米三斗あるのみ、然れども江戸に隱居し貧に處ること晏如たり、順庵、白石を加賀侯に薦めんと欲す、適、加賀の人岡嶋達、戚然白石に語るに、國に老母あることを以ちては自代らんことを請ふ、白石こきを順庵に告ぐ、順庵白石の信あるを嘆美し、遂に其の言の如くせり、

家宣公の儒
官に辟され
し白石何
歳の時なり

家宣公詮房
に何と云ひ
しぞ

元祿六年徳川家宣猶甲府藩邸に在り、白石辟さきて其の儒官となる、時に年三十七なりき、待遇日に滯し進講畢る毎に、必坐を賜ひて國家の遺事を説かしむ、十四年命じて新に列侯譜を撰せしむ、七月草を起し十月稿を脱す、其の譜三百三十七家慶長五年に始りて延寶八年に終る、凡八十餘年間の沿革備にこきを載す、乃命トて藩翰譜と曰ふ、寶永元年家宣立ちて將軍の儲副となり、將に西城に入らんとす、白石間部詮房に由りて言ひて曰、凡天下の事臣嘗進講せり、亦何をか言はん、請ふ忘るゝなくんは幸甚と、後家宣詮房は謂ひて曰、君美の一言予一日も敢忘れずと、居ること幾くもなく召さきて侍講となること藩邸の時の如し、六年家宣繼ぎて將軍となるや、祿五百石を賜ひ、文學

外國より我
が國に奉る
書に我が天
子如何なる
言葉を用ひ
しか

客館の禮は
如何

を以ちて殿中に給事せしめ、事大小となく必召してこれに諮ふ、正徳元年十月朝鮮の使來聘す、白石從五位下は叙し筑後守に任ぜられ其事を掌る、凡驛傳供給の制、進見饗賜の儀に關して、建白する所多く施行せらる、(一)鎌倉建府以來、外國政府の書を我が國に奉るや、我が天子を稱して日本天皇といひ、幕府を稱して日本國王といふ、然きども寛永以來、我が將軍を稱するに日本國大君の號を以ちてす、抑大君といふ附屬國を稱するの詞なり、宜しく改めて舊の如くすべし、(二)韓使の、我が國に來るや、沿道饗遇の厚きこと朝使も及ばざる所に於て、處々の費用計られず、宜しくこれを廢して路費食料を給すべし、(三)韓使客館に至らば宜しく輿を下りて内に入るべし、我が使客館に至らば

拜禮の争は
遂に如何に
なりしや

宜しくこきを階下に迎ふべし(四)韓使國書を上る時、上々
官これを奉ず、爾後正使をしてこれを奉せしむべし(五)韓
使殿見の時、坐位連支三家と同じ、宜しく改めて卑くすべ
し(六)韓使賜饗の時、連支三家陪伴す、こき古禮に合はず、我
が使彼の國に至るも此の禮あらず、宜しくこきを廢すべ
しと、使節登營し將軍に拜謁するの日、使節の闕内に於き
て拜禮せんとあるを、白石は闕外に坐して拜すべしとて、
禮典を引きて議論數刻し及び、使節遂に辭服して闕外に
拜禮せり、又故事に韓使を饗するは雅樂を用ひざりしが、
白石改めて雅樂を用ひけり、伶人樂を奏するも當りて、韓
使樂の製作典故を問ひけるに、白石の答纏々として聞く
べけき、韓使の其該博なるも服せけり、韓使辭見の禮畢

白石の韓使
に答へし辭
を述べよ

り復書を得るに及びて難じて曰、書中我が國七祖の諱を
犯す願はくはこきを改めよと、白石曰、臣子君父の爲に諱
むは禮なり、安ぞ隣國の君をして國諱を避けしむるを
らん、且五世にして諱まざるは禮なり、奈何ぞ七世の祖を
韓まん抑、臣子の情果して忍びざるあるか、貴國の書既に
我が國祖考の諱を犯す、何ぞ改め書して後に之を請ひざ
ると、使節屈服して其の言の如くしけり、十一月前後の功
を以ちて祿を倍して千石を賜ひりぬ、初家宣我が邦久し
く冠服を廢し上下章なきを恨み、禮儀を制し俗風を改め
んと欲して、屢白石に議す、白石乃經邦典例を著して、詳に
制度沿革の事を記す、白石又請ひて銅字活版を鑄造して
以ちて、經籍を天下に周布せんと欲す、皆命を奉じ行はず

家宣公薨去
の如く
後白石は
や

白石先生の
卒せられし
の何年何月
か其の年齢
如何

して家宣薨せり、白石漸老いて當世に意なれ、乃門を杜ぢ客を謝し日夜典籍を以ちて樂とせり、其の著述三百餘種あり、尤詩に長ず、四方爭ひ傳へて遠く海外に傳播す、清の翰林鄭任鑰序する所の白石餘稿世に傳る、白石少き時、或る冬、林學士の家を訪ふ、時に主人容奇の二字を書して以ちて詩を求む、白石雪の字れ和譯なるを以ちて其の意を解し、句々故事を我が邦に采り、輒筆を援り、立ちどころに賦して曰、曾下瓊鋒初試雪、粉々五節舞容間、一痕明月茅渚里、幾片落花滋賀山、提劍膳臣尋虎跡、捲簾清氏對龍顏、盆梅剪盡能留客、濟得隆冬無限寒、と一座其の敏警に服せり、享保十年五月十九日卒す、年六十九、白石知を家宣より得て獻替する所少なからず、特に其の著しきものゝ惡幣鑄造の

惡幣を鑄造
して物價標
準を失ふと
如何

重秀建白の
大意を云へ

議に關する事なりき、初家宣將軍拜受の禮を行はんとするや、先本城の御座所を改築するを禮とせり、時に勘定奉行萩原重秀、府庫空乏なりとて惡幣を鑄造し、此の贏利を以ちて其の費に充てんことを建議せり、白石これを駁して曰、前將軍綱吉公惡幣を鑄造してより、物價標準を失ひ、人民四もに苦めり、今又更にこれを惡くす、恐らくは不測の變あらん、且速に前將軍の座所を毀つは父子の情忍びざる所あり、抑大禮の行ゆるゝや、前殿白書院等より於きてすること往々これあり、今姑此の例に倣ひ、他日國用足るの後漸改築を議するも敢晚とせすと、家宣これに従はれけり、寶永七年、重秀又純金新幣を造るの議を建て、曰、方今流通金貨の雜分を去り、其の形を小にして慶長大小

重秀の如何
にせしや

判の重さに半ばすべし、民明に其の純金たることを知ら
は敢行いれざることなしと、白石これを聞きて思へらく、
苟改むる以上の其の大小輕重亦古に復するの勝るに如
かず、且將に之を改めんとするに當りては、必奸計を其の
間に回し、竊に其の品位を竊むことあるべしと、遂に請ひ
て貨幣鑄造監察官を置く、後果して金錢の純分定法の如
くならざるものあり、白石重秀の奸を怒り抗疏して曰、彼
姦惡無比、今黜けずんば、患必國家に及ばんと、重秀遂に職
を奪る、正徳四年金銀諸幣を改めて、慶長の純質に復し、
も白石の建議に出づるなり、當時重秀財政を以ちて甚用
ひられ、閣老といへども其の奸を知るなり、若白石として
無らしめば、其の災當に此に止らざるべし、實に卓識の人

白石は何國
の學を講せ
しや

屈辱に遇ふ
は身の藥石
なりとは何
故なりと思
ふぞ

といふべし、白石又兼ねて阿蘭の學を講ず、管羅馬人及び
和蘭貢使に就きて見聞する所を集めて、采覽異言、西洋紀
聞等の書を著せり、これを我が邦洋學を唱へ起すの權輿
とす、大槻玄澤、管六物新誌を著し、荷蘭學の一途は、新井白
石に草創すといへるは、亦故なきにあらざるなり、白石平
生人に應接談話する毎に必筆紙を側に置き、我が心得と
なるべきこと、又は山水、風土、物産の類、古今人物の事など、
聽くに從ひて、筆記し、閑暇の時に整頓して著述の用に供
せしとぞ、其の心を用ふること斯の如く深かりき、曾言へ
ることあり、人は總身耻疣の出來るやうに修業すべきは、其
の技長進す、人の屈辱に遇ふは身の藥石なり、人屈辱に遇
ふこと多きが故に、道藝長進す、虛美耳を薰じ、容悅の言の

み聞きて、屈辱に遇ふことなきもの、自怠慢に流き易くて、稟性才識ある人までも、道藝長進すること難じと。

厚 徳

藤樹先生の
郷里に如何

(例話) 中江藤樹は學徳完備の儒者なり、名は原、通稱は與右衛門、藤樹は其の號なり、近江國高嶋郡小川村の人なり、其の祖父は伯耆侯加藤泰興に仕ふ、父は近江に在りて農に隱き、祖に先ちて歿せしに、藤樹乃祖父に従ひて伯耆に往く、後侯封を伊豫大洲に徙すに及び、藤樹も亦祖父と共にこれに移りぬ、時一年甫めて十一なりき、藤樹幼にして岐嶷舉止衆兒に異り、一日大學を讀み、自天子以至於庶人、壹是皆以脩身爲本の章句に至り歎じて曰、幸に此の經今

何故に物議
を憚りしと
思ふか

に存す、聖人豈學びて至るべからざらんやと、年十七京師の僧來りて論語を講ず、この時文運未開けず、大洲の俗唯武事を修めて文業を卑みけり、故を以ちて講を聴くもの少し、獨藤樹日に往きて業を受く、居ること月餘して去る、己にして四書大全を得て大にこれを悦ぶ、然れども深く物議を憚り、晝は諸士と共に武を講じ、夜は燈に對して誦讀せり、力學すること多年、奮然志を立て聖學を興すを以ちて自任とせり、藤樹性至孝にして、恒に母の獨郷里に在るを憂ひ、伴ひ來らんものと思ひ、嘗乞ひ歸省せし、母は波濤を踰えて他郷に往くことを欲せず、乃獨大洲に還り、屢情を陳べて仕を致さんことを乞ひけれども、侯は素より藤樹の徳行を重じて許さず、依りて誓ふに二君に仕

大洲侯歸省
するを許さ
しや否
走藤樹止り

定省の暇に
いか
し

へさることを以ちてしたりしかども、尙許されざりき、因りて遂に逃を去りぬ、時に年二十七なりしとき、初去らんと欲するや、悉家財を賣りて米若干石を買ひ、こをを廩に藏めて封閉し俸祿を、還すの意を表しぬ、其の餘錢僅に三百文あり、其の二百文を分ちて家奴に與へて暇を取らせ、自百文を以ちて近江に至り、これを以ちて酒を買ひて農家に賣り、又佩刀を鬻ぎて米穀に換へ、こをを息貸して以ちて母の奉養に充てたり、人皆其の利の寛なるを以ちて、償却の期を懲るものかかりしとき、定省の暇に徒を集めて書を講せり、初程朱の學を治めしが、後王陽明の説を信じ、好みて孝經を講じ、愛敬の二字を掲出して人に誨へけり、藤樹人と爲り温厚にして、躬行を先にして文詞を後し

遺者の來る
を待つ
の意
如何

藤樹先生
の
何れに
や

せり、人賢愚となく、皆其の徳に服して善に興起せざるのなかりしとなん、旅舍茶肆といへども客の遺物あれば必これを閣上に置きて遺者の復來るを待つ、嘗京都に往きけるに、轎中より心學を説きけきは、轎夫感動して涕を流すに至りしとき、其の徳のひとを薰陶すること概此の如くなりしかば、一時稱して近江聖人といひき、大洲侯復召せども就かず、備前侯亦其の篤學修行を聞き禮を厚くしてこれを聘すれども、母あるを以ちて辞して應せず、其の子（宣伯、藤之、三郎、皆備前に仕）及び諸弟子をして仕へしめぬ、備前侯渴仰益切に、遂にこれを師とし崇ひけり、慶安元年八月廿五日、年四十一にて歿せり、備前侯大に悼惜し、神主を設けて春秋親これを祭りしとなん、今に至るまで人藤樹

を尊崇じ、其の故居を過ぐまば必拜す、貴人と雖馬を下りて其の墓に謁すといふ。

(教授要旨)

- (一) 智識を博くし、徳行を修め、實務に應ずるの才能を成就するに、學問の力を藉るゝあらざれば、能はざることを。
- (二) 才智の元より受くるものおれども、これを成全とるに、自修の効に頼れること。
- (三) 智能を發達し、徳書を成就するに、學業修習の效果たることを。
- (四) 學問を大成するに、恒久忍耐以ちて練磨の功を積むにあること。

(問詞)

- (一) 學問藝術を移むるに、何の爲ありや。
- (二) 智徳を成全するに、學問の力を要するに、何故なりや。
- (三) 徳器といふ、如何。

- (四) 如何にせば、學業をして、實用に供せしむるを得べきか。
- (五) 智と徳とを鳥の兩翼に比したるに、如何ある故ぞ。
- (六) 皇后宮の御歌「金剛石」を拜誦し、其の意を述べよ。
- (七) 玉琢かざれば、器を成さず、人學ばざれば、道を知らず、との意義を問ふ。
- (八) 時計の針の歌の意味、如何。
- (九) 保己一は、初江戸に出で、何を學びしか、又其の術の成らざりしに、何故なりと思ふぞ。
- (二) 保己一が其の師に答ふる所に、如何。
- (二) 保己一、豊一の後を受けざる意に、如何。
- (三) 保己一は、學問を勤めて如何なる功を成しゝか。
- (三) 泉藏が、殊勝なる行を述べよ。
- (四) 保己一は、盲人にして、學問を成し、恵を後人に貽したり、泉藏の小兒にして、自奮ひて、學資を辨じ、小學の科程を卒へたり、汝等これによりて如何なることを感じたるか。

- (三) 藤樹幼少の時大學を讀みて如何あることを嘆じたりしか。
(四) 藤樹の如何にして經學を講究せしか又如何なる事を以ちて、自任じたりしか。
(五) 藤樹は、何故に官を棄て逃げ去りしか其の去るとき如何なる事を行ひしか。
(六) 藤樹の、何故に近江聖人と稱せられしか。

(一)

物に應ずるの才に

(二) □と□との自転車○雨輪○如○□の□□の□し一○缺○○○○○

(三) そゝハ皆經濟○書○○○□□に□□なり

(四) □ □ と白馬 ○ 下 ○ ○ □ の □ に □ すといふ

厚
德

- (一) 學を修め業を習ひ
- (二) 學問の利益
- (三) 友人に學問を勸むる書牘

進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ

何^ニ公益^ニとい^ハ如^キ

(字訓) 謹みて按ずるに、進といふ身を挺づること、公益といふ己のみの利益にあらずして、天下萬衆の利益となること、世務といふ、公益となるべきことを謀り爲す、人世の務とする所にて、之を世務と宣ひたり。

(講解) 前に宣ふ如く、己の學問の功に據りて、智能を啓發し、德器を成就せし以上、獨己が身のみに餘りあらむべからず、必奮ひて事業を起し、天下の利益、公衆の便路を廣め、人たるものゝ世に在る務を開き起さずんばあるべ

からず、之を智能を啓發し、德器を成就したる功効ありと謂ふべしとの聖旨あり。

(餘論) 縱、學問せしめて一の公益もなく、默々循々然たらんは、畢竟智能の啓發もなく、德器の成就もなく、平凡の人のみ、故に智能を運轉し、德器を斡旋して之を天下に用ひざるべからず、その如何にせば可ならん、唯公益を廣め世務を開くあり、大に道義を講明して、好書を著作し、名教を維持して、小民を薰陶し、小は學校を建て、道路橋梁の築造、山野澤鹵の開墾、穀粟の蕃殖、鑛山の採掘、良器械の製造、鐵路の敷設等、是即公益なり、世務あり、孟子に、達すれば則兼ねて天下を善くす、易に、物を開き務を成し、天下の道を冒ふ、と云へり、偕之を爲さんには、利義貞固の地に立た

公益の大お
どるもの何

易經の語に
如何

諺を問ふ

されば、其の功を奏し難し、易に、利の義の和なり、貞は事の幹なり、とあるを思ふべし、利の義の和と云へば、今此に人と事を同じくして、利金を得んに、其の利金を分つに當りて、毫も受けざれば、義といふ謂ふべきも、和の意を失ふ、之を分たざれば、義を失ふ、迭に其の半額を收受する時、平等にて、義と利との和を得て、各其の利を占むることを得るなり、此の如き心を以ちて、物に接すべきは、公益と私利と並び行はれて悖らず、諺に、人を思ふに身を思ふ、といふ利と義との和は合ひたる語なり、又貞固なれば、忍耐の力強く、屈撓して中道にて廢するを免れ、彼の孟子の言の如く、天大任を此の人へ降さんとすきは、必先其の心志を苦ましめ、其の筋骨を勞し、其の皮膚を餓し、其の身を空乏し、行

學問の成就
も事業の發
達も其の基
に何にあり
や

源内の幼時
の模様を語

其の爲す所は拂乱し、然る後心を動し、性を忍びて、其の能はざる所を増益す、とは貞固の百事を成就する注脚と云ひて可なり、故に人は少年の時より、忍耐即辛抱を以ちて最第一とすべし、學問の成就するも、事業の發達するも、皆此に基くあり、少年にして人の雇丁と爲るも、忍耐力ある時、主人や主管の叱咤督責を凌ぎ、終に己が主管の地位を占むるに至る、さるを辛抱なき時、放逐を得る、自暇を乞ふるに、前功を廢するなり、百事之を殷の鑒とすべし。

公益

(例話) 平賀源内の讃岐國志度浦の人なり、幼にして英質あり、父を定右衛門と曰ふ、高松侯の足輕たり、源内、藩の重

源内暇を乞ひ何地に到りしや

臣眞田宇右衛門一事へて茶坊主となる暇あれば儒書を繙く幾くもなく秀才の名藩中に聞ゆ天狗小僧と稱せらる藩命じて薬園附の足輕となし實地に就きて薬艸を見習はしむ時に藩侯多く和漢洋の動植物を蒐集して其の名を正し其の形を圖と以ちて一部の書と爲す源内多くこまを輔成す斯の如きと五年歳末弱冠一日自謂ふやう我春秋に富むの身を以ちて徒に光陰を送らば一生碌々たるは過ぎず大魚は小池に棲まず僻邑に局促たらんより如かず大都に出で功を天下に立てんにと依りて病と稱し暇を請ひ先長崎に至り小通辞彭城東吉に依りて屢清人の館に出入せり時に清國輸入の藥品偽物多く爲し我が薬商の損失尠からず源内乃通辞と共に其の

長崎奉行は醫師通辞に如何なることを命ぜらるぞ

喜四郎製糖の従事し其の結果如何

市場に臨み眞贋を批判し偽物を見出してこまを清商に戻しけむば清商痛く其の本草に精しきを感じこまより復偽物を輸入せざりしとぞ長崎奉行大に感じ長崎の醫師通辞とも源内へ便りて本草等に熟すべしと命ぜられける源内又和蘭通辞に就きて蘭語を學び兼ねて海外の珍器を求め得て自工夫を凝して能くこまに模造するを以ちて蘭人も舌を卷きたりしとぞ後長崎を去り大阪に出で多く豪商巨賈と交れり中嶋屋喜四郎といふものあり砂糖を賣るを以ちて業とす頗富榮の名あり源内喜四郎に語るは備後の地味は砂糖に適することを以ちて勸めて此に砂糖を植ゑしめ又教ふるは培養精製の法を以ちてしけり喜四郎こまに従ひしに果して上等の砂

本邦農業家
の鼻祖誰
ぞ

糖を得、巨利を占むることを得たり、源内又讃岐の農家を獎勵して、砂糖を植ゑしめける、抑本邦製の砂糖は、甘味薄く色も亦甚白りらず、これ支那の砂糖に比すれば、品位甚下れり、且其の産額は甚少をくして、我が國人の需用に充つるに足らず、常に舶來品を仰ぎけり、元祿の頃は、年々四百二十三十萬斤の輸入あり、筑前の入宮崎安貞は本邦農業家の鼻祖なるが、其の著者農業全書甘蔗の部は、製糖の必要として國家に利益あることを論じたり、是實に今を距ること百八十餘年前の發論なり、爾後二十餘年を経て徳川第八代の將軍吉宗公の時に至り、製糖の必要を認め蔗苗を分ち、製法を傳へ、頻にこれを獎勵せしかども、其の結果宜しからず、遂に從事せるもの其の目的を達するこ

明治廿三年
中輸入した
る砂糖の代
價の何程か

と能はずして、往々産を取り業を失ふに至れり、源内が製糖の法諸國に用ひらるゝに及び、其の事業盛興りて、竟に舶來品を用ひずして、我が需要を充たし得るに至りたり、然るに今其のりひなく、輸入の年々増加して、我が邦の製産甚微々たる有様あり、明治二十三年中輸入したる砂糖の代價は、實に八百四十八萬九千〇八圓の多き居たり、豈驚くべき巨額ならずや、寶曆十一年、始て江戸に出で三浦瓶山の門に食客となり、專本草の學を修む、十四年五月朝鮮の使來聘して、東本願寺に宿せり、時に諸儒の出入して、詩文を唱和するもの甚多し、源内亦其の席に列せり、竊に以爲へらく尋常の事、以ちて外使を服せしむるに足らず、宜しく坐客の意表に出で滿座をして舌を

源内の名都
下に著れし
何に起る因
するか

源内江戸に
来り何地に
僑居し何を
業とせしや

卷からめんと、時に韓使作詩を書し其の方向を轉じて源
内の前に置きけるに、源内咄嗟其の韻を和して逆まに詩
を認め、其の儘これを韓使に贈りけり、一座皆驚き嘆じ
ける、こゑよりして源内の名は都下に著れけり、源内又官
醫田村元雄と物産の學を修め、造詣益深し、既にして關左
の諸州を遊歴し、益其の學を研究せり、年三十二江戸に來
り、湯嶋天神の祠前に僑居し、儒を以ちて業とし、兼ねて醫
事をなす、傍本草に及ぶ、相馬侯深く源内を重じ、重資を惜
まず、これを助く、又諸州に交る所の豪富の徒も、亦能く其
の費を資けり、故を以ちて費用を顧みず、千考万察諸事
を歴試し、能く才力を本草學に展ふることを得てけり、明
和七年長崎に遊び、大通事吉雄幸左衛門の家に寓し、阿蘭

火浣布とい
ふ何なるもの
なりや

寶曆年中源
内何地に到
り如何なる
事をなした

人と遊ぶ、曾發電機を見る、源内曰、こゑ曉り難からずと、乃
臥してこゑを念じ、寐ねざること數晝夜して曰く、我こ
ゑを得たりと、乃工に命じ、意を授けてこれを造らじ、な、果
して完成す、人驚きて神と爲す、又寒暖計を作る、皆人の意
表に出づ、又火浣布を製す、火浣布ハ石綿を以ちて織るも
のにして、火に投ずれども焼けず、之を洗ふに火を以ちて
す、源内これを司計一色安藝(或これを町奉行土屋盛前守に上り、度
は防火用に供せられんことを求む)
に示す、安藝こゑを幕府に上る、世人傳へて以ちて奇と爲
せり、然きども用ひらるゝにいたらざりき、寶曆中源内佐
渡に到り、綿を種る漆を製し、蠟を作る等の事を教へたり、
これより先佐渡の人山に鑿り、礦を採るを以ちて業とな
し、稼穡に疎くして尤産殖に拙かりしが、源内が其の法を

傳へしより、産業も次第に開くるに至りぬ、源内は有用の才識を負ふと雖、未曾有爲の君主に遇はす、故を以ちて力を當世に致すこと能はざりき。

開務

伊藤小左衛門は何地の
人ありや

(例話) 伊藤小左衛門は三重縣伊勢國三重郡室山村の人なり、始めて産茶製絲の業を縣下に興せり、小左衛門は家世々農業を營み、傍味噌醬油等を醸造し、初家計甚裕ならず、弟三人あり共し心を同じくして専家業を勵み、自雇人に先ちて事に従ひしかば、數年ならずして醸造の業大に進み、遂に室山味噌の名を成し、販路日に廣まるに至り、安政六年地大い震ひ郡中最甚しく、其の家屋倉庫等皆倒

家計回復に
幾何年を期
せしむ

小左衛門は

潰に歸し、之に加ふるに連句の霖雨あり、爲に貯ふる所の味噌醬油類も亦大率腐敗し属し、從來の産業殆地に墜ちんとするの傾あり、是に於きて兄弟相誓ひ各其の負擔を分ち、奮ひて他人の力を假らず、三年を期として此の損失を回復せんことを謀り、辛苦經營日夜懈らず、期に先ちて遂に家屋倉庫を再造し、其の結構反りて舊時に優れり、元來室山の地たるや、四日市驛の助郷として、常し馬を出し運送の用に充て來れり、其の一頭の給米年々拾四俵の定制なりと雖、文化年間米價頗騰貴したるを以ちて其の給米を減せり、是より驛馬及び助郷馬も亦頭數を減じ、運輸の道滯滞して商業者の苦情少らざりき、小左衛門これを憂ひ、車を以ちて馬に代ふるの利あることを説きしむ、

如何なるこ
とを驛吏に
説きしぞ

小左衛門領
主の用達と
なり如何な
る格式に進
みしや

驛吏等舊慣に泥みてことを容えず、因りてこれを官具陳し、猶屢請ひて已まず遂に允許を得、爾來其の便に依り運輸頗頻繁として、治道諸驛人馬給せざるの時に遭ふと雖、獨四日市のみ其の乏しきを告げざり、乃小左衛門の功なりき、嘉永七年領主松平下総守の用達となり、勤勞多かりしを以ちて苗字を稱し、雙刀を佩ぶることを許され、庄屋格上席より代官格上席に進みぬ、一日書を閲し外國に於きて、茶及び生絲の需用殊に多きことを覺り、始めて志を蠶茶の業に歸し、乃先山地二段歩許を開拓し、茶實を播きて耕耘培養の道を盡し、凡五年を閲して遂に二十貫目の茶芽を摘むことを得たり、安政六年に至り横濱港開け、茶絲の互市始めて行へる、ことを聞き、其の素志

北伊勢の産
茶をして現
今の盛大に
至らしめし
は誰ぞ

文久二年よ
り四年間の
成敗如何

協ふてを喜び、文久元年茶商と相謀り、製茶拾餘萬斤を輸送して、貳千六百餘圓の利を獲たり、而して益茶樹を植ゑ、製造を務め、園地を増して五町餘歩に至れり、是より先此の地方は茶を種うるもの稀として、小左衛門これを勸むるも敢信するものなかりしが、茲に至りて人始めて其の先見に服し、競ひてこゑが栽培を謀るにいたせり、故に北勢の産茶をして現今の盛大に至らしめし所以のもの、小左衛門が、僅に五町の園より起因せしものなりといふ、小左衛門又一方には蠶事を起さんと欲し、先桑苗貳百株を得てこゑを園圃に植ゑ、各地の培養法を參酌し以ちて其の生成を遂げ、而して養蠶を創む、文久三年始めて、工女三人を雇ひ手繰法に隨ひて試みに生絲を製す、其の次年

製絲者を何
地より招き
しや

は工女十人、第三年ハ廿人、第四年ハ三十人と、逐次事業を擴張して明治六年に至リ、信濃國の製絲法に倣ヒ器械繰製絲に改メ、翌七年八十八坪の製絲場を建設シ、下野國富岡製絲場の式に據リ、十人繰の器械を据ル尋ギて四拾二坪の蒸氣釜場を造リ、又別に三層の養蠶室を構フ、而シテ製絲者を信濃國諏訪より招キ、生絲百餘斤を製シたり、然るに其の品質不良にして、富岡製に比すれば價格四割を減ジ、此が爲に一千餘圓の損失を被キリ、然キとも小左衛門毫モ志を撓マサズ、自富岡に抵リ製絲の要法を學ビ、翌八年器械を増シ廣めて二十人繰とス、三百餘斤の絲を製シ、再此を横濱に輸出セシ、品質尙完全ならずして復一千餘圓の損を致セリ、然レとも猶屈セズ更に

小左衛門自
何地に赴き
しや

益改良に志シ、同九年妻及び其の女を富岡に遣ヒ製絲の業を修めしめ、自身もまた武藏國本庄驛に赴キ、山本長平といへるものを訪ヒテ、蒸氣器械の製造を托シ、百方經營日夜懈ラザリキ、同十年諸器械始めて整ヒ、妻女も亦業を卒ヘテ歸リけるにぞ、更に工手六十二人を雇ヒ、其の製絲一千餘斤の多キ及ベリ、乃これを横濱に輸出セシ、果シテ外商等皆其の精良なるを賞シ、聲價殆富岡製に亞ギ、數年の辛苦斯に始めて好果を結ぶを得たり、後不幸にして妻女共一病に罹リテ起タズ、小左衛門其の蚤世なるハ天命に在るも、爲に良工手を失ひたるを歎キ、因リテ富岡製絲場に謀リ、一工女を迎へテ姪某の妻となシ、猶更に器械を増して工手七十餘人を使用シ、近江、美濃、尾張、飛驒、

年々製する所の絲量如何

小左衛門の歿せしは何時何月何日に何

信濃、上野、下野、岩代等諸國の繭を買入れ、年々製する所の絲量凡千五百斤に上り、利を得るをも亦隨ひて多かりき、故を以ちて見聞するもの其の洪益あるを覺り、桑園を設けて蠶業を營み、地方の蠶業これが爲に大に勃興せりといふ、同十一年小左衛門病に罹り困臥せしも、常は事業に注意し病少く間あるときハ力めて製絲場に至り事業を監督し指揮懈らず、翌十二年五月二十一日齡六十二歳にして身歿りぬ、小左衛門平生志を殖産興業に傾け、其の製造所等ハ使用せる職工の如き、大率士族又は貧民の子女ハ取り、蓋其の意是等のものをして就産の業を習熟せしむるにあり、而して人を用ひるに方あり、盲人ハ製絲機關車を運轉せしめ、以ちて生營の資を取らしむ、其

車駕御巡幸のとき如何なる榮譽を得しや

の他學校を私設し子弟を教育し、金穀を出たして窮民を救助したる等、奇特の行爲尠なからざりき、明治十三年十月車駕御巡幸の節、參議山田顯義勅命を奉りて製造所に臨視し、追賞として金拾圓を賜り、同十五年三重縣廳より管内製絲の品位を進めて、機械製物の端緒を開きたるの特色を賞して褒詞を與へられ、同十六年農商務卿、西郷從道より其の心を殖産に傾け、閩郡産茶の額をして地方ハ冠たらしめたる功勞を追賞して、金拾圓を賜りたり、又前後博覽會共進會に生絲茶を出して褒賞を受けたるハ、明治十年内國勸業博覽會に於きて、生絲の褒狀を受け、同年佛蘭西萬國大博覽會に於きて、銅牌を受け、同年澳大利萬國大博覽會に於きて、二等賞を受け、第三回内國勸業博覽會に

銀牌を得し
何れの博
覽會なりし
や

於きて、有功三等賞を受け、同十六年神戸共進會に於きて茶に六等賞並びに追賞として金拾圓を受け、同年和蘭陀國萬國大博覽會に於きて、蘭及び生絲に銀牌を受けたり。

(教授要旨)

- (一) 人たるもの既に勤勉學習の功を積み、智徳を修養したる以上の進みて公益を興し、世務を開くことに盡力すべきこと。
- (二) 人々の智徳を修養する所以に、獨己の爲のみにあらず廣くこれを公衆に及ぼして、始めて其の功を全くせしものたること。
- (三) 人々各一己の利得をのみ營みて、廣く世間公衆の裨益を謀らざることを、國の隆盛に期すべからざること。
- (四) 國の景象を善くし、國の隆盛を計るに、國民當然の責務たること。
- (五) 世の爲、人の爲、公利公益のある所を索め、人先じて財力を惜まず、如何なる艱難辛苦に遇ふとも、毫も屈撓することなく、其の事業を成し

遂ぐる勇氣なかるべからざることを。

(六) 國を愛ふるもの、身の故を謀らざることを。

(問 詞)

- (一) 公益を廣むとい、如何。
- (二) 世務を開くとい、如何。
- (三) 己の本分を盡すとき、進みて如何なる事に従ふべきか。
- (四) 人たるもの、世に在るの務とい、如何なる事をいふか。
- (五) 人を思ふ、身を思ふ、との諺の意義を述べよ。
- (六) 源内、幼時何故、天狗小僧と稱せられしか。
- (七) 源内、樂園附の足輕となりて、如何なる事をなし、か、又其の暇を請ひし所以、如何。
- (八) 源内、長崎に至りて、如何なる事に従ひしぞ。
- (九) 源内、が、なしたる公益の最著名なるもの、何ぞ。
- (一〇) 徳川八代將軍の時製糖の業を奨励して、其の目的を達すること能は

さうし、如何ある故と思ふか。

- (二) 製糖の事業盛に興るに至りし、何人の力によるか。
- (三) 源内、佐渡に至りし時、如何なる益を興したりしか。
- (四) 小左衛門、室山、四日市の爲、如何よして運輸の道を便ならしめしぞ。
- (五) 小左衛門、何故に志を蠶茶の業に歸したりしぞ。
- (六) 小左衛門が茶業に従事して、自益し、人を益したる事蹟を、述べよ。
- (七) 三重縣下に産茶製絲の業を興したるを以ちて、小左衛門の功に歸する、如何なる故ぞ。
- (八) 小左衛門、産茶製絲の業を興したる外、尙善行あり、これを記するが。

(應用問詞)

- (一) 何をして、身のいたづらに、老いぬらん、

歳の思はん、こともはづかし。

此の歌意如何

- (二) 公益の種類を、列舉せよ。

- (三) 岡本嘉藏の公益を、謀りし事跡を述べよ。

- (四) 江川永脩のことを、説け。

- (五) 角倉了以、大堰川開通のことを、はなせ。

- (六) 三宅善兵衛のことを、説話すべし。

(書取題案)

- (一) □□□□□□□□何事たるを問はず□□□□□□進長發達せしむる□□□□□□□□

- (二) □□□源内□□を傳□□□の業大□□り竟□□□□□のものを□□□□□□□□に□たしむるに□りしとぞ

- (三) 十三年一月□□□□□□□□□□給□□ありて□□を□ひ

(作文題案)

- (一) 永遠の公益を計るべし

- (二) 殖産の業を盛にすべし

- (三) 疏水事業の計畫を協議する書牘
- (四) 隧道開鑿事業に同意を求むる書牘

常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

遵の字義を
問ふ

(字訓) 謹みて按ずるは、憲は國の大綱、重は移らざるの意、國法は國の小法、遵は守ると意同じ。

(講解) 能く平素國家の大法令を重じて之を守り、又國の小法律は遵ひ服して、百事法度の外に出づることなく、重固遵守上の命令あ乖くこと勿きとなり。

(餘論) 向に明治廿二年を以ちて、發布し給ひたる憲法は、即是國家の大憲なり、其餘の規則法律は國の小法令あり、何故に斯く法を建つるとなれば、之を以ちて國祚を堅め、人民の權利を保たしめんが爲なり、憲法を定めざるは

國是の如何を辨ずること能はず、國法を修めざるは僥倖を邀ふるもの多きに至る、苟一國國是を知らざれば方向に迷ひ、一身國法を辨せざるは常に危惧を懷きて心安らず、故に此の二つのもの定りて、人民初めて安ずることを得べし、國會を立て民の便安と疾苦を討論し、人々の權力を伸べ、畏くも聖心を屈し給ひて、國民の讜議を聞き給ふことなれば、謹みて皇恩を拜戴して之を重せざるべからず、尙書にも、天の視るは我が民の視るに従ひ、天の聽くは我が民の聽くに従ふ、と云へり、されば民意は天意にして、民意の外に別に天意あるにあらず、代議士の天下の人民に代りて、討論を盡すは是天意なり、畏くも天照大神の鑒臨し給ふと思ふべし、さて又國法は、人民各箇の權利を有

する爲なれば、若國法確然たらざれば、強ハ弱を凌ぎ衆ハ寡を暴するに至る、然る時ハ我が所有の田畝なり家屋なり、所有權を執りて訴ふるに由なかるべし、故に國憲ハ邦國を保護する器械として、國法ハ一身を保護する器械なり、左傳「民の多幸ハ國の不幸なり」と云へり、幸の「サイハヒ」ハ「コレ」ニ洵れ幸なり、福の「サイハヒ」とハ異り、故に民に幸多けきは國法の敗るゝまで、國の爲にハ不幸なりと云ふ意なり、味ひ得て國憲國法の重大なることを知るべし。

参 照

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ

大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ
以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德ト並ニ臣民ノ忠實勇武
ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕
我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉
體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ
祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪
フルコトヲ疑ハサルナリ

告 文

皇朕レ謹ミ畏ミ 皇祖 皇宗ノ神靈ニ詣ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨
ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルヲ無シ願ミルニ
世局ノ進運ニ靡リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク 皇祖 皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ
典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ卒由スル所ト爲シ外ハ以テ臣

民翼賛ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆皇祖ノ皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ舉行スルコトヲ得ルハ洵ニ皇祖ノ皇宗及我が皇考ノ威靈ニ倚藉スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ皇祖ノ皇宗及皇考ノ神祚ヲ禱リ併セテ朕カ現在及將來ニ臣民ニ率先シ此ノ憲章ヲ履行シテ愆ヲサラムコトヲ誓フ庶幾クハ神靈此レヲ鑒ミタマヘ

○

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメンヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十四日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕ガ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民ノ子孫タル者ナシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳ヘル所ナリ朕及朕

カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律

ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法

ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕

及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定

メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試

ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘシ朕カ現在

及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フベシ

御 名 御 璽

明治二十五年二月十一日

大日本帝國憲法

第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
- 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

- 此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ
- 第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス
- 第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル

- 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
- 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
- 第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
- 第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
- 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十五條 天皇ハ爵位勳章及其他ノ榮典ヲ授與ス

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス
第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得
第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス
第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス
第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問ノ處罰ヲ受クルコトナシ
第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪

ハルコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラルコトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルコトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ
公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇

大權ノ施行ヲ妨グルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限リ軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ撰舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得

但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス

必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フベシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ
第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ撰

舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ
議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長
ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開セス

但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ
必用ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外

ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ
其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラル
ヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會
期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルコトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言
スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ
重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルコトナシ

懲戒ノ例規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害ス

ルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ

訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵収ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定價ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政必要上ノ處分ヲ爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求

ルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セヌ又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計檢査院之ヲ檢査確定シ政府ハ其ノ檢査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ
會計檢査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補 則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ヲ議決シナスコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス
 第七拾五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス
 第七拾六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ササルニ拘ラス此ノ憲法
 ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス
 歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六拾七條ノ例
 ニ依ル

遵法

西郷隆盛の
官を問ふ

(例話) 西郷隆盛陸軍大將兼參議たりし時、一日宮中の御
 宴に陪らし、退朝早ありしより從僕いまた至らず、木
 履門鑑を得るに由なく己むことを得ず、徒跣雨を冒して
 坂下門にいたりけるに、門衛其の容貌風采の尋常ならず、
 且徒跣獨歩なるを恠み大聲これを誰可せり、隆盛告ぐる

一顯官とは
誰ぞ

に參議たることを以ちてしけむ、門衛は門鑑を示さん
 ことを求むるに、西郷は門鑑を持たざるを以ちて之を
 示すこと能はず、門衛は門鑑を示さざるを以ちて之を信
 せず、叱して止まらしめける、隆盛も門律の枉ぐべからざ
 るを知りて復争はず、雨中一竝立して從者の到るを待ち
 けるに、偶一顯官の馬車を驅りつゝ來れるあり、漸近づけ
 ば岩倉右大臣なり、右大臣西郷が雨中に立ち居れるを見
 て驚きて其の故を問われしに、西郷は門鑑なくして出づ
 ること能はずりし由を告げしに、右大臣笑ひて、門衛に
 向ひ汝知らむや、此はこれ陸軍大將兼參議西郷隆盛なり、
 門鑑なしといへども通行を許して可なりと門衛大に驚
 き其の無禮を謝して通しければ、隆盛遂に徒歩して小網

町の邸に歸りける。

(教授要旨)

- (一) 國法の、吾人の性命財産を保護し、國家の安寧を維持する爲に設けたるものなれば、よくこれを遵奉すべきは國民たるものゝ務あること。
- (二) 憲法の、治者と被治者との權限を明に定めたるものにして、最大最重のものなれば、よくこれを遵奉して、苟違背の行爲あるべからざること。
- (三) 國の法律規則は、元來國人多數の安寧と幸福とをはかるを以ちて、目的となし制定せられたるものなれば、如何に我一人に取りて不便不利ありとも、決して之を違背すべからず、萬一國民氣隨氣儘に己を適せざる法律規則を犯し、遵守せざるときは、一國の安寧と幸福とを維持すること能はざること。

(問詞)

- (一) 憲法の、何の爲に設けられたるものありや。
- (二) 憲法を以ちて、人身の骨髓に比したるは、何故なかる。
- (三) 我等、臣民の骨髓に認むべき、一大重要な事とは、如何なることなりや。
- (四) 我が國体の外國と天地の違ありとする所以は、如何。
- (五) 國法を設けられたる、所以は、如何。
- (六) 門衛は、何故に西郷を通行せしめざりしか。
- (七) 西郷は、何故に雨中に竝立して従者を待ちしか。
- (八) 岩倉右大臣は、西郷を見て、何とせられしぞ。

(作文題案)

- (一) 國法を遵守すべし
- (二) 租税の義務
- (三) 民法研究會を催す書牘

一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ

(字訓) 謹みて案するは、一旦の譯して不圖と云ふが如し、緩急の主意急の字は在り緩は帶説したるより意義なし、義は宜しきを得て裁斷すること、勇は果決にして卑怯ならざることを、公は國家を指す、奉は一身を捧げ出すことあり。

(講解) 一旦不圖國內に反乱のものあるか、又は外國と葛藤を生じ、是非なく戦争に及ぶの時、身を挺て卑怯の舉動なく、國家に身体を捧げ出して、兇賊を平ぐべし。

(餘論) 此の處緩急と宣ひしは、重に外國との關係を指し給ふかと思ひし奉る、國內の反賊も自然其の中に含有せしものなり、若一朝外國と隙を啓く時、如何すべきと言ふに、往時武家が王權を攘みて武士と云ふを養ひ、平日

兵器を佩ひて良民を驅使せしは、戦争の請負人なまじなり、されば平民は荷擔して奔竄せしとて當然の事なれども、今時は皆何をも國家の兵民あれば、卑怯の舉動ありては、國家に對して職分を盡さざるの責を免かるゝこと能はず、若大戰に至る時、兵隊のみにて足らざれば、國民軍を興さざるを得ず、此の時に當りては老少の差別なく、奮ひて戦陣に従事し、敵兵を萬里に逐ひ、國威を天壤の間に輝すの覺悟なかるべからず、漢土戰國の時、秦の大軍趙國の邯鄲の都を圍み殆ど陷らんとせし時、驛吏の子に李同と云ふものありて、敢死の郷勇を召募して三千人を得たり、乃率ゐて秦の軍陣へ伐ち入り、李同戰没しければ、之が爲に秦は軍懼れて三十里退きたり、其の間は諸侯の援軍至り

遂に邯鄲れ都を存しぬ、趙王李同が戰没して未子あらざるを以ちて、其の父に侯爵を與へて之を賞したりとぞ、されば我が國の如き臣民皆義勇ありて、彼の公戰に勇にして私闘に怯し、國風なきは、義勇公に奉ずるは勿論あるべけれども、猶更志を勵して退縮の念あるべからず、偕其の勇に大小ありて、唯人に負じとして己が是非を顧みず、劍を鼓し腕を擡けて、謾に人を罵詈し人を傷害するは、眞の勇にあらずして、之を匹夫の勇と曰ふ、かゝる人は大事に當りては、却りて卑怯の舉動あるものなり、故に東坡の言も天下に大勇なるものあり、率然として之に臨みて驚かず、故なくして之に加へて怒らず、と大小の勇辨せざるべからず、孔子も、君子義以ちて上とを、君子勇あり

て義なければ乱をなす、小人勇ありて義なければ盜を爲す、と言へり、さきは勇は義を以ちて行ふべし、乱と盜とに至らぬこそ肝要なれ、されども勇氣少き時は、何事も成就し難し、仁義は至徳なれども、勇はあらざるは遂に行ふこと能はず、漢土春秋の時鄭の國より子公と云ふ大夫あり、君を怨むことありて、同じ大夫の子家と云ふものを、同惡に入れんと思ひ、就きて賊逆の事を謀りし、子家は固く拒みて従ひざりしかば、子公は反りて子家を、君に讒して誅せしめんとせしにぞ、子家は恐れて遂に其の賊逆に與みたり、君子、子家を評すらく、仁ありて武ならず、是君を弑するを拒みしは、仁なれども誅を悞れて惡に與みせしは、不武なり、武は即勇なり、勇なければ仁義の至道も作

用を失ひ、終ゝ子家の如く逆名を得るに至る、中庸に、知仁勇三つのものゝ天下の達徳なり、と説けり、是等によりて義勇の二字を味ふべし。

義勇

谷村計助は
何年よ何鎮
臺の歩卒と
なりしぞ

(例話) 谷村計介は、日向國倉岡の士族にて坂本利右衛門の第二子なり、後出で、谷村平兵衛の家を繼ぎ、明治五年熊本鎮臺の歩卒となり、七年二月佐賀人の乱を起すや、熊本鎮臺歩兵第一大隊を發して水陸并び進む、此の時計介は、大隊長心得大將和田勇馬に従ひ海路より佐賀城に入る、賊兵遽に來り攻め銃砲交發す、既にして城中兵糧盡き、彈藥また乏しくして勢、交ふべからず、依りて圍を潰し

繩取村に至
りしとき計
介は如何せ
しぞ

計介が衆の
爲に嚮導す
何るの意は
如し

出で、陸路の兵に合せんと欲し門を開きて突出せしに賊四面より夾撃せり、我が兵殊死して戦ひ遂に一方を敗ることを得たり、時に計介大尉奥保鞏に属し且戦ひ且走りて繩取村に至りしに、前に小川あり賊軍兵を前岸に伏せ、我が軍前後敵を受く、計介身を挺で奮闘し、遂にこゑを破り川を涉りて江見村にいたれり、是に於きて計介進みて曰、我地理を諳せず屢岐路に迷ふこゑ賊の追撃を致す所以なり、願ふに此より住吉津を距ること遠きにあらす、僕請ふ隊を離れて河津にいたり、船を熾して諸君を俟たん、途中若賊あらば必銃を發して僕を射ん、諸君銃聲を聞かば更に他路より行け、僕請ふ一死以ちて諸君の爲に嚮導せんと、乃單身前行す、衆皆耳を傾けてこれに尾を、河

計助臺灣の
役に從ひし
ときは如何

津に達するゝ及び、計介既に船を購て待ちしかば、諸軍
急ぎ渡りぬ、時、賊兵追ひ至りし、船の濟るべきものをな
し、我が兵遂に陸兵に合するを得たり、此の役、計介な
かりせば、一部兵悉河上の鬼と爲るもまた知るべからざ
りしとど、己にして大坂の兵來り援けて諸道並び進み、佐
賀を攻めしに計介毎に衆に勝れて戦功多かりしかば、人
皆其の膽勇を稱したりとぞ、六月陸軍伍長に任じ、八月
第十一大隊に屬して、臺灣の役に從ひ大に戦功を顯した
りき、九年神風黨の熊本鎮臺を襲ふや、參謀大尉大迫尙敏
事を以ちて小倉に在り、變を聞きて即還る、聯隊長心得少
佐乃木希典、計介をして隨行せしむ、蓋計介の倚るべきを
以ちてなり、計介既に熊本に至る、將に復小倉に赴きて臺

何故に使に
任ずべき人
にあきに苦
しと思ふぞ
計介最初使
命を辭退し
たるの意は
如何

下の形勢を報せんとす、會山口、秋月に乱人並び起り、諸驛
騷擾して、變亂の起らんも測るべからず、乃計介をゑて便
道探偵せしむ、曰、柳川若異狀あらば速に還り報せよと、計
介乃形を變じて車夫と爲り、動靜を窺ひしが、其の異狀な
きを以ちて遂に小倉に至り。

十年、西郷隆盛反して熊本城を圍み、内外阻絶して聲聞通
せず、時、少將谷干城熊本城兵を領し、守城の方略を征討
軍營に報せんとせしに、其の使に任ずべき人なきに苦め
り、此の時計介の十三聯隊に屬せり、聯隊長心得少佐川上
操六衆と議ち、計介を舉げて密に其の意を諭せり、計介曰、
一身の輕し使命の重し、計介の、一下士のみ豈能くこきを
辨せんや、申諭再三、計介沈思之に久しくして曰、謹みて命

を奉せんと、既にして曰、事必成を保せん、但復命の日、期
 し難きのみと、少佐と俱に來りて命を請へり、谷少將大に
 悦び、乃教令を授けたり、計介命を拜して退き、全身に煤煙
 を塗り、襤褸を着て姿をやつと、笑ひて曰、以ちて賊輩を欺
 くべしと、夜に乘じて城を出で、南關を指して赴かんとせ
 しに、忽賊の爲に捕へられたり、計介百方解謝すれども聽
 させず、乃、守卒の眠れるを伺ひ、爪を以ちて繩を絶ち、逃
 て山中に潜み、晝に隠れて夜に馳せ、吉次山中を過ぎる時
 再捕へられたり、計介伴りて懦夫の体を爲し、股栗垂泣せ
 り、賊こそを憫み、繩を解きて人夫となせり、計介復間を窺
 ひ逃れて、遂に第一旅團に達することを得たり、時に二月
 二十八日なりき、計介の縛に就くや、敵の間諜と認めらる、

計介南關に
 て捕へられ
 しとさ如れ
 しよして脱
 れや

計介野津鎮
 雄に遇ひし
 如きの模様
 如何

田原坂攻撃
 のとき計介
 如何なるこ
 とを移めし
 や

痛く拷問を受け、飲食を絶つこと屢ありしかば、官軍に達
 せし時、顔色悉變じて全く常人にあらざるが如し、故に
 哨兵は告ぐるに實を以ちてせしかば、信せられず、遂に縛
 せられて本營に送られたり、旅團長少將野津鎮雄、計介を
 召し見るに、獻歎して言ふに、能はず、蓋苦楚を脱し、使命を
 終り、喜び極り自禁すること能はずなり、暫して徐に
 使命を述べ、城兵苦戦の狀を説く、其の言悲壯慷慨にして、
 聽くもの皆感泣せざるゝなかりと、いふ、少將厚くこれ
 を遇し、營にありて休息せしめけり、三月四日官軍、田原坂
 を攻むるに及び、計助戦隊に加はらんことを請ひしかど
 も、使命の功勞あるより許されず、さるを計介固く請
 ひて己まざりしかば、傳令の事を命せられたり、適官軍利

計介の人となり如何

あらざりければ、計介怒氣勃然として自抑ふるゝ能はず、蹶起して他人の銃を奪ひ、單身叱咤して賊壘に突入し、拔群の働をなしたりけるが、遂に銃弾に中りて斃れたり、時年二十五、聞くもの皆歎惜せざるはありりといふ、計介人と爲り忠實寡言恭敬にして禮あり、其のよく使命を達し、終に奮戦して、命を殞るゝも、勇氣凜々として人を感動せしむ、明治十六年同志の士相謀りて、碑を靖國神社の境内に建て、以ちてこれを不朽の傳ふ、陸軍大將二品有栖川熾仁親王殿下、これに篆額し題して軍人龜鑑之碑と云ふ、其の文は少將谷干城の撰ぶ所なり、將校より兵卒に至るまで、欣然として資を捐てこれを助く、此の事聖聽に達せしかば、勅して其の忠烈を賞し、金若干を賜りしと

ぞ。

(教授要旨)

- (一) 我が國は、古來外國の爲に國光を損せられたることなきは、我等が祖先の忠節を盡したるに賴れるものなること。
- (二) 我々臣民は平生義勇の心膽を磨き、敵愾の氣象を養ひ、以ちて急に應ずるの覺悟あかるべからざること。
- (三) 一旦急變の起ることあらば、皇室の爲、國家の爲、奮ひて身命を犠牲に供し、以ちて國光を發揮し、祖先の美風を失墜せざらんことを期すべきこと。
- (四) 國家元氣の盛衰は、國民が義勇の精神の振否に關す、苟國民にして義勇の精神なければ、元氣萎靡して國威揚からざること。
- (五) 人誰か死せざらん死すべき時に死せざれば、死に勝る耻あること。
- (六) 軍人は忠節を盡すを、本分とすべきこと。軍人は禮義を正しくすべきこと。軍人は武勇を尙ふべきこと。軍人は信義を重すべきこと。

軍人は質素を旨とすべきこと。

(問詞)

- (一) 一旦緩急の字義を問ふ。
- (二) 義勇公ニ奉シの意義を述べよ。
- (三) 古來外國より我が國を覬覦せし例ありや、如何。
- (四) 我が國の古來、外國の爲に國光を損せられたることなきは、如何なる故なりや。
- (五) 我が祖先は、如何にして國家を保護し、今日に傳へしものなるぞ。
- (六) 臣民の分として、租税を納め、國法に遵ふの外、猶缺くべからざるの要務あり、如何なる事なりや。
- (七) 大勇小勇の別を述べよ。
- (八) 佐賀の乱に計介は、如何なる勳功ありしか。
- (九) 西南の役に計介の立てし勳功は、如何。
- (一〇) 計介は、如何にして使命を全くしたりしぞ。

(二) 田原坂の戦に計介は、如何にしたりしぞ。

(應用問詞)

(一) 本居宣長の歌に

敷嶋のやまと心を、人問ひば、

朝日みにはふ山さくらばな。

とあり此の歌意をどけ

(二) 義を見て爲さるゝ勇なきなりと、如何なる意か。

(書取題案)

(一) □□に□□の□□あるゝ人○强健○○精神○○○如○□□□□あらざれば手足○活動○○□□に□□あらざれば國○元氣衰○○○必然○勢○○○

(二) 左の句を口唱して書取らしむべし。

義勇を振ひて公家を保護し奉り 世界無比の國 租税を納め國法を遵守す 言語悲壯慷慨 軍人龜鑑之碑

(作文題案)

- (一) 下となりての克く忠に
- (二) 友人の陸軍大學を卒業せしを賀する書牘

以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

何扶翼とは如

(字訓) 謹みて按ずるに、以ちてどの上を受けて下を起す詞、即「父母ニ孝ニ」より「義勇公ニ奉シ」までを受けて宣ふ、壤の地と同一、無窮の限りなきこと、皇運の天皇の寶祚、扶の手にて助くること、翼の翅を以ちて覆ひ助くる義あり。
(講解) 上は宣ひたる「父母ニ孝ニ」より「義勇公ニ奉シ」まで、れ善行を全くして、以ちて天位を助け奉るべきことにて、開卷にも丁寧に説きたるが如く、皇祖皇宗の鴻圖を基に給ひにより、億万斯年、天地と共に窮りなき皇統一系の治

を垂れ給ひ、我が天皇の寶位を、手を以ちて之を扶け、翼を以ちて之を翼け奉るとなり。

(餘論) さて其の寶祚を、我々臣民が如何にして扶翼を奉らんと思考するに、平生農の稼穡を務め、商の交易を勤め、工の職業を勵み、書生の學問を勉め、人々國の爲になるべき事業を、工夫して充分に國を富じ、家ごとく給り人ごとに足るの度に達する時、糧食兵仗餘りあるに至るなり、然る時の縦外國が睥睨することありとも、鏖戦の功を奏することを得べし、されは禦侮折衝は心の儘なるべければ、之を以ちて天壤無窮の寶祚を扶翼するの功を盡し得るなり、孫子にも、十万の師を擧ぐるは、日に千金を費す、とあり、三千年前より日に千金を費す、と言へば、今日問罪の師

を擧ぐるが如きことあらば、如何計の軍資をや費さん、故に富國の術なければ強兵の績は成り難し、易に、聖人の大寶を位と曰ふ、何を以ちて位を守る、曰人何を以ちて人を聚むる、曰財、と説けり、故に財なければ位を守ること能はず、人々力を極め志を勵じて善行を全く、職業に従事し大に富國の術を講じて、万分の一の皇運を扶翼すること、を念ふべし、○因に云ふ、世の詩人など喜みて清貧の字を用ひて、高興を助くる具とす、唐の李遠と云ふ人、長日惟消一局碁、と云ふ詩を作りしかば、時の天子宣宗、此等の詩を作るの怠惰ものなり、安にぞ能く政事を理えんやとて用ひざりし、司馬遷も游俠傳に序して、巖處奇士の行なく、長く貧賤にして仁義を語るは、亦羞づるに足きり、と言へり

思はざるべからず。

勤王

日高見國の
風俗如何

(例話) 武内宿禰は、孝元天皇の皇子彦太忍信命の裔なり、景行天皇の二十五年に命を奉じて、東北諸國の情態を巡察し、二十七年歸りて奏す、東夷に日高見國あり、男女文身推結、賦性勇悍、こゑを蝦夷といふ、土地沃壤、曠衍撃ちてこれを取るべしと、四十年に至り東夷叛亂す、天皇遂に日本武尊に詔してこゑを討たしめ給ひぬ、五十一年正月天皇群臣を延し召して、宴を賜ふこと數日なりしに、唯稚足彦皇子及武内宴に赴かず、共し門下にありて戒嚴す、天皇こゑを喜び給ひけり、是の歳八月、遂に皇子を立て、皇太子と爲し給ふ、成務天皇これなり、この日武内を以ちて棟梁

武内宿禰は
何天皇と其
の生日を同
じくするか

武内何れ
の地に池を
堀りしや且
其の名を如
何

の臣と爲し給ひき、初武内成務天皇と同日に生じ、甚相歡
洽す、天皇位に即りせ給ふに及びて、大臣は拜し以ちてこ
れを寵異し給ひぬ、大臣は此より始まり、仲哀天皇熊襲を
征し給ひて、筑紫に崩御せらるゝ、及びて、武内皇后と謀
り秘して喪を發せず、后潜に梓宮を以ちて武内に附し、穴
門に遷さしめ給ひぬ、時に軍事多端にして、葬り奉ること
能はざりしかば、豊浦に殯して歸きり、后親三韓を征し朝
貢の事を定め、還りて筑紫に至り、應神天皇を生む、辛巳の
歳二月帝を奉じて京に還るゝ、會驛阪忍熊の二皇子兵を
舉げて播磨に遮りたるを、武内精兵を率ゐて遂にこれを
討ち平けたり、應神天皇の七年に、武内韓人を督して、池を
大倭に穿ち韓人池と號しき、九年勅を奉じて筑紫を監察

武内の嘆
如何

天皇如何に
甘美内どの
罪の眞偽を
質されしや

す、其の弟甘美内、天皇に讃して曰、武内筑紫に據りて三韓
を招き以ちて不軌を圖らんとすと、天皇之を信じ給ひて、
使を遣して武内を殺さしめ給はんとせけり、武内聞きて
嘆トて曰、吾は貳心あり、忠を以ちて君に事ふ、今それ罪な
くして死す何ぞ不幸なる、と時、眞根子といふものあり、
武内に説きて曰、大臣の赤心貳なきは、天下の共に知る所
なり、願はくは潜に闕に詣り、自無罪を辨じて而して後死
すとも、未晩らざるなり、人言ふ僕が貌大臣に肖たりと、
請ふ身を以ちて代らんと、即劍に伏して死す、武内大に悲
歎し乃其の言に従ひ、筑紫を脱して南海に出で闕に詣り
て自明にせり、天皇武内及甘美内を鞠問し、二人をして湯
を磯城川の濱に採り、眞偽を神祇に質さしめ給ひしに、甘

美内罪に服しぬ、武内佩刀を執りて、甘美内を殴ち地に踏
しこれを殺さんとしけるに、天皇特に詔してこれを釋し
給ひにき、武内政を執ること故の如し、仁德天皇五十一年
に薨せり、武内景行、成務、仲哀、應神、仁德の五朝に歷仕し、官
に在ること二百四十四年、古より稱して棟梁の臣とせり。

(教授要旨)

- (一) 我が皇室は、我が國家の神髓なれば、我等臣民の皇室に忠誠なるは、即
國家に忠誠なること。
- (二) 我等、臣民たるもの忠孝義勇の心膽を磨きて以ちて實祚を万々世に
扶翼し奉るは、皇室の爲國家の爲、又我等の祖先に對して、實に缺くべ
からざるの要務たること。
- (三) 我が邦の夙に君臣の名分明に立ちて、千秋萬世渝ることなく、彼の昨
日屠狗の人も、今日帝王たるべき國柄とは大に異なること。

(四) 天照大御神の皇孫と勅して、

豊葦原の瑞穗國は、我が子孫の王たるべき地なり、爾往きて治めよ、寶
祚の長へに隆へんこと、天壤と窮りなかるべし、
と宣はれしこと。

(問詞)

- (一) 如何にして皇運を扶翼し奉らんと思考するか。
- (二) 國事に臨みて怯懦なるものは、孝子にあらずとする所以を述べよ。
- (三) 皇室と忠なるは、則國に忠なりとなす所以は、如何。
- (四) 武内は、景行天皇の朝に諸國を巡察して、如何なる事を奏したるか。
- (五) 景行天皇群臣に宴を賜ひしとき、武内は、如何にしたりしぞ。
- (六) 仲哀天皇、熊襲御征伐の時、武内は、如何にしたりしぞ。
- (七) 仲哀天皇崩御の後、武内は、如何にしたりしぞ。
- (八) 三韓より凱旋して後、武内は、如何にしたりしぞ。
- (九) 武内勅を奉じて筑紫を監察しけるとき、如何なる事ありしぞ。

(五) 武内ハ如何にして其の冤を雪ぎたるぞ。

(書取題案)

(一) □□□□卑賤のものまでも□□□□賜るは□□□□の□□にあらずや

(二) 左の句を假名にて黒板に書し生徒をして漢字交りに書き代へしむべし。

國事に臨みて怯懦なるものハ 歴代の天皇霄肝治を圖り 粉骨碎身 優渥

(作文題案)

(一) 皇運を扶翼すべし

(二) 海防費献納を誘ふ書牘

是ノ如キハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又
以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

顯彰とは如何

(字訓) 謹みて按ずるに「是ノ如キ」とは上の「父母ニ孝」より「皇運ヲ扶翼スヘシ」とあるまでを受けて宣ふあり、獨とは唯と同じ義なり、心を盡すを忠と曰ひ、簡質にして易直なるを良と曰ふ、爾ハ臣民を指して宣ふ、遺風ハ遺俗流風のこと、顯彰ハ共ニ現し明にすることなり。

(講解) 上に宣ひし孝、友、信、恭、儉、博愛、修學、智能、德器、公益、世務、國憲、國法、義勇を以ちて、皇運を扶翼する時は、唯天皇ニ對し奉りて、忠良の臣民たるのみにあらず、爾等の祖先克く忠克く孝なりし遺俗流風を、今日ハ顯揚し彰明にするに足るものにて、忠孝並ひ全きものと曰ふに足らんとの意味なり。

(餘論) 前々にも論じ給ふが如く、忠孝の二道ハ、徳の至れ

孝經の語を問ふ

孟子の語は如何

五不孝を數へよ

るものにて、畢竟以下の數目は、此の二道に原因するものなまは、孝經も、身を立て道を行ひ、名を後世に揚ぐるは孝の終なり、と説けり、終を成さんと欲せば其の初を慎むを第一とす、身体髮膚を毀ひ傷らざるを、孝の始めとすることは、誰も知りしことなるが、此の心を擴充する時は、酒を飲み過ぎたるも不孝、飯を喫ひ過ぎたるも不孝の一部にて、前にも説きたるが如く、理に順ひぬ事は總べて不孝となるなり、孟子にも、事ふるゝ孰れをか大なりとす、親し事ふるを大なりとす、守るゝ孰れをか大なりとす、身を守るを大なりとす、と説き又世俗の不孝を數へて、其の四支を脩るゝ一つの不孝なり、博奕し酒を飲むことを好むゝ二つの不孝なり、貨財を好み妻子し私するは三つの不孝

なり、耳目の欲を從ふとして以ちて父母の戮を爲すは四つの不孝なり、勇を好み鬪狠して以ちて父母を危ふくするゝ五つの不孝なり、と此の心を推す時、兄弟三友より皇運ヲ扶翼スベシ、までの箇條は、總べて成し得るゝ至るべし、固より皇祖祖宗の御神靈は申すまでもなく、銘々の祖宗の靈魂も、共し天一在りて御側に侍するものなれば、子孫の忠孝なるを見れば、喜びて皇祖祖宗に奏聞して福を降し、若或不忠不孝なれば同じく禍を下すあり、尙書に、乃の祖乃の父、皇后を誘ひて大に、乃丕に弗祥を降さんと曰ひ、又丕刑を、我が孫に爲さんと曰へり、此の皇后は天子在天の神靈を指して曰ふと知るべし、是其の祖其の父の靈、先后の靈は奏聞して、刑罪を己々の子孫に降すことなれ

世諺の如何

世の諺も、親の空にて血の涙、と言ひたるは先聖の訓に合ひて意味深しと思はる、されば人々祖先の遺風を承け継ぎて、在天の御神靈より洪福を下し賜るの神恩を辱くすべし。

(教授要旨)

- (一) 忠孝以下の道を完くするものの唯陛下に對し奉りて忠良の臣民たるのみならず、我々祖先の良風美俗を發揚するの美士たること。
- (二) 我々の祖先が忠孝なりし美風を繼承して、更にこれを善美ならしめ、一に以ちて祖先の恩に報い、一に以ちて其の美を子孫に遺し、我が皇國臣民たるの本分を盡すべきこと。

(問詞)

- (一) 我が國臣民特有の美風とい、何なる事を指していひしぞ。
- (二) 如何にして、忠良の臣民となるを得べきか。

(三) 祖先の美風を著すとい、如何にすべきか。

(四) 孝の始とい、如何。

(五) 孝の終とい、如何。

(六) 飲食を過すことを以ちて、不孝となすとい、何故なりや。

(書取題案)

(一) 是○□キハ□リ□カ□□ノ□□タルノミナラス□以テ□□□ノ□□チ□□スルニ□ラン

(二) 左の句を適當なる方法により、書取らしむべし。

祖先の遺されし流風美俗を顯す所の美士なり 忠孝の道を實行して怠らず 我が國臣民特有の美風 後世無窮に傳へざるべからず

(作文題案)

- (一) 我が國臣民特有の美風
- (二) 勅語謄本を贈進する書牘

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所

何遺訓とは如何

(字訓) 謹みて按ずるに、斯の道とは、單に忠、孝、和、友、信を指して宣ふなり、遺訓といふ其の人去りて其の訓の残ることにて、遺物遺言の遺と同じ、訓ハ教誨の御詞なり。

(講解) 斯の忠、孝、和、友、信の道は實ニ皇祖、天照大神、神武天皇、皇宗、綏靖天皇以下の御遺訓にして、上天皇の御子孫より下臣民に至るまで、俱々に遵ひ守るべき所あり、と知るべしと宣へるなり。

我が國民固有の性質とは如何

(餘論) 最前にも説明したるが如く、忠、孝、和、友、信の道ハ、我が國民固有の性質にて、他より求めずして存するものあれば、皇祖皇宗此の固有の性質に據りて、後世の政教を定

稚郎子皇子誰を師と給ひしや

め給ひ、御子孫より下民まで遵守させ給ふ、宏遠深厚の神慮あれば、之を畏み奉り遵守すべきは勿論なれども、如何せば遵守の效を見んと言はんに、忠、孝の二つは止るハ、勅諭にて已に詳明なれども、尙又之を敷演せん、應神天皇十五年に、百濟の王子阿直岐來朝せり、阿直岐能く經書に通せしかば、天皇皇子稚郎子をして、阿直岐を師として學ばせ給ふ、阿直岐更ニ其の國の秀士王仁を薦めぬ、是より始めて儒教傳りし、大に我が國皇祖、皇宗の御遺訓を助け奉るべき教法なれば、天皇之を採納し給ひ、其の教を天下に布き、人民固有の性質を扶け給ひしは、仁義の道鬱然として四海に洋溢せり、此の時漢土ハ魏、吳、蜀三國の割據大乱を経て、僅に司馬晉氏天下を一統せしむ、仁、義、忠、孝

仁徳天皇の
御徳を述べ

其の名存するのみにて、其の實なく、名教地を拂ひて人々禽畜の如くなりしは、我が國に、是まで仁、義、忠、孝の名稱こそなけき、經書にて其の名稱を知りしより、愈益其道に勇進し、仁徳天皇の天位を推譲し給ふが如き、人民の貢獻するもの適く所に迷ふに至りしを、彼の泰伯が國を以ちて弟王季に譲りしより、遂に上徳にまらせしこと史冊に載せて赫々たり、古人も、能く國を以ちて讓る、仁孰れか之より大ならん、と言へり、仁徳と諡し奉るは、御徳に應じたりと謂ふべし、是皆皇祖皇宗の御遺訓を、聖子神孫の遵守し給ふ所以として、當時の人民、淳龐朴實、忠孝の道は、富みたること推して知るべし。

（教授要旨）

（一）斯ノ忠孝の道ハ、皇祖皇宗の御遺訓にして、上下一般に遵守すべき大道なること。

（二）斯の大道を遵奉して、美行を濟し以ちて祖先の恩に酬ゆるは、我々臣民の本分たること。

（問詞）

（一）斯ノ道とい何を指して宣ひしことなるや。

（二）御遺訓を遵守して、其の實効を擧げんに、如何すべきか。

（作文題案）

（一）勅語の聖意を遵守すべし。

（二）勅語奉讀式に同伴を乞ふ書牘。

中外とい如

之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス
（字訓）謹みて按ずるは、之とい忠孝以下の道を指して宣ふ、謬は誤かり、中は内國、外は外國かり、施は施し及ぼすこ

と、悖り乖き戻ることなり。

(講解) 古と今と民情同トからず、内國と外國と政教異り故に百事牴牾すること多し、此に善きも、彼に惡しきも自然の勢なるに、此の忠孝、和、友、信の五つの道のみな、古も善きも、今に惡しきと言ふことなく、古今も通達して聊の錯誤なく、内國に可なるも外國に否なりとする、悖り背くの患ひなき、かゝる大道なきは、天地間人類の有る所、行ひをさることなし、謂ひゆる天下の達道あり、此の處前々の勅語を保証してかく宣ひしことゝ知るべし。

中庸の語を云へ

(餘論) 中庸に、天下の達道五つ曰、君臣なり、父子なり、夫婦なり、昆弟なり、朋友の交なり、と説けり、達道といふ、天下に通達して必行ふべき倫理なり、さきは同書の終りにも、之を

天地に建て、悖らず、之を鬼神に質して疑ひなく、百世以ちて聖人を俟ちて惑はず、と説き又反復あて、之を鬼神に質して疑ひなきは、天を知るあり、百世以ちて聖人を俟ちて惑はざるは、人を知るなり、と説けり、天を知り人を知るは、其の道理を知ることよて、天の道はかくあるものあるに、其の正氣を稟けて生き來れる人間は、禽獸と異なり、其の天の道理に順ひて人の道理を覺悟することにて、君臣父子の道は、人の杜撰に定めたるものにあらず、神武天皇の如き聖人、天の理は法りて、其の道を立て給ひしものにて、百世の後復神武天皇の如き聖人、出させ給ふとも、此ぞ人道なりと認め給ふこと、決然あり、即此の詔勅が百世の下聖人を俟ちて惑はざるにて、畏くも今上天皇の怪み惑

ひ給ひぬ、叡慮とこそ申すべけれ、此の一節の勅諭の將に終らんとする所なれば、丁寧反復して前に宣ひたる、聖諭の苟且ならざることを証明し、後節の「庶幾う」と宣ふ地位へ驅り入れ給ふ所なきは、古今を擧げ、中外を掲げて、分寸毫釐も違ふことなき、大道を証明し給ひたるにて、畢竟此の上諭は、今世の弊風徒に新奇に奔り、臣民の罪戾に陥らんかと、憂恐し給ふ聖心と察し奉り、苟等閑に過ぐべからず。

（教授要旨）

- (一) 古今東西によりて事物の變あるは、自然の勢なれども、獨忠孝の大道は、古今万世に通じ、世界万國に施して、戾らざるの倫理たること。
- (二) 忠孝の道は、實に萬世不易の大典なれば、其の美をして益美ならしむるは、我等臣民の務なること。

（問詞）

- (一) 之ヲとは、何を指して、宜ひしことなりや。
- (二) 古今によりて、事物の變あることの例を、示せ。
- (三) 古今ニ通シテ、謬ラスと宣ひし所以を、述べよ。
- (四) 中外ニ施シテ、悖ラスとい、如何。

（作文題案）

- (一) 忠に古今の別なし
- (二) 孝に中外の差あり
- (三) 入道の大本を問ひしに答ふる書牘
- (四) 勅語衍義の借用を申込む書牘

朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其德ヲ一ニセンコ
トヲ庶幾フ

奉々とは如何なる意味か

(字訓) 謹みて按ずるに、奉々といふ奉持して大切にする意、服といふ著けて失ふなき意、膺といふ心胸の間なり、徳の行と云ふが如し、一の守りて易へざる義なり、庶幾の希望することなり。

(講解) 此の處の總収と云ひて一篇の結尾にて、上文一切を包括し給ふ所あり、此の皇祖皇宗の御遺訓に、古今に通じて謬らず、中外に施して悖らざる人倫の大道なれば、聖躬にも之を守らせ給ひ、爾臣民と俱々に奉々と貴重の物品を手には奉け持つが如く、大切に胸間に着けて失ひぬやう注意し、何れも其の徳行を一にして、他に心を移し易へざることを希望を給ふとなり、畏くも聖躬を律して、万民に及ぼし給ふ聖諭なれば、感佩して心より銘せざるべからず。

(餘論) 奉々服膺は語、中庸に見えたり、中庸に、回が人と爲りや、中庸を擇ぶ、一善を得れば、則ち奉々服膺して之を失はず、とあり、物を大切にすれば、胸間に當てゝ傷はぬやう、失ひぬやうにするあり、若苟すきは必失墜の患あり、忠孝以下の倫理に、人々の最大切なる品なれば、玉を執るが如く盈てるを捧ぐるが如く、此の倫理も其の意を以ちて、常に失ひ墜さざるやう意を注ぐべし、其の意を如何にせんとならば、先暗居獨處の地より工夫を下すべし、暗居獨處は、人の忽ち易き所にて、尙書にも、見ざる是圖ると、云へり、人の知らぬ地として、慎まらずして等閑に附する時、其の怠惰心の及ぶ所、明顯の地と雖、慎むを能はず、百事疎漏に流れ、大切なる孝も忠も其より従ひて失ふに至るなり、後

漢の郭林宗と云ふ人の旅行するに驛舎に宿し、翌朝出立する時、必己が宿せし室を灑掃して去りしのは、其の後より宿せし人の、昨夜郭林宗が宿せし處なりと知りしと、又伊藤東涯は、深夜道を行き、誤りて用水桶へ溺りせしが、後より心付き翌朝僕を其の家より遣ひ疎忽を謝し、用心水を汲み易へさせたりと、是が暗居獨處を慎むて、此の意を推せば明顯にして人の耳目に觸るゝ地へ、謹飭至らざるを免かるべし、此の檢束心が即德行より率ゐて忠孝の道を維持して勇往するなり、尙書にも、徳惟一なきは動きて吉ならず、徳二三なれば動きて凶ならずとあるなり、惟吉凶違はざる人、惟天災祥を降す徳に在り、と説けり、一より一と、即念々其の處に在りて遷らざるの

義なり、明顯幽獨の別なく、一徳一心なれば遷らずして固し、固ければ久し、久しければ、其の功效神明を感じるに至る、至誠神を感じる、幽暗獨處を慎む、謂ゆる陰日向なきことより、忠孝とも陰日向ありて成るべきことか、中庸より、隱をたるより見るは莫く、微なるより顯なるはなし、故に君子は其の獨を慎むとあり、百行共に暗居獨處の上より工夫を下すこそ、最第一か、勅語の結尾妙味ありと知るべし、さて是を以ちて聖訓を遵守すべきは、身を修め家を齊へ、國天下も平になりて、風俗益厚く、文教益隆に、國も富み、兵も強く、内は強暴の敵を防ぐに餘りあり、外は幽遠の國を服するに足るべし、鄙人等聖訓の萬一を窺ふこと能はずと雖、勅語の懇切なる畏くも聖躬より万民に及ば

し給ひ、俱々に皇祖皇宗の御遺訓を守り給はんと、の聖意、
實に感泣の外なきあり、

(教授要旨)

- (一) 我が國体の完美なるは、實に皇祖皇宗の御遺訓を遵奉せし功効なれば、我々臣民たるもの斯の御遺訓を奉じて忠孝の美を濟し、以ちて聖旨に副へ奉るべきこと。
- (二) 我が帝國臣民たるものは、深く斯の詔勅を奉体し、居常愈々意を此に注ぎ、謂はゆる忠孝の美を養成し、以ちて國光を宇内に耀し、皇運を万々世に扶翼し奉り、依りて以ちて帝國臣民たるの体面に愧づることなきを、期せざるべからざること。

(問詞)

- (一) 拳々服膺の字義は、如何。
- (二) 威其德ヲ一ニセシコトナ庶幾フとの意義を、述べよ。

- (三) 國民を一致團結せしむるの教育法とは、如何。
- (四) 暗居獨處の地より工夫を下すとは、如何なる意なりや。
- (五) 東涯は、深夜道を行きて、如何なることありしか。

(作文題案)

- (一) 勅語の輪講を催す書牘
- (二) 勅語の輪講に加入を乞ふ書牘
- (三) 勅語すころくを贈られしを謝する書牘

高等
小學
修身教科書
高等第四年級
教師用

26

143

ic129.1

明治廿五年六月十四日印刷
明治廿五年六月十五日出版

正價金拾八錢

版權登錄

著者 岡村增太郎

發行兼印刷者

大橋新太郎

日本橋區本石町三丁目拾六番地

版權所有

發兌元博文館

東京日本橋區本石町三丁目拾六番地

